

独立行政法人国立健康・栄養研究所  
平成24年度 業務実績評価シート

平成24年度評価項目について

評価区分	24年度計画記載項目	頁
評価シート1 (生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	1
	1 研究に関する事項を達成するための措置	1
	(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置	1
	ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究	1
評価シート2 (日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	4
	1 研究に関する事項を達成するための措置	4
	(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置	4
	イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究	4
評価シート3 (「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	6
	1 研究に関する事項を達成するための措置	6
	(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置	6
	ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究	6
評価シート4 (研究所の研究能力の向上及び食育推進のための調査研究)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	8
	1 研究に関する事項を達成するための措置	8
	(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置	8
	エ 研究能力の向上のための措置	8
	オ 効果的な栄養教育手法の開発	8
評価シート5 (論文、学会発表等の促進)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	10
	1 研究に関する事項を達成するための措置	10
	(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置	10
	ア 論文、学会発表等の促進	10
評価シート6 (講演会等の開催、開かれた研究所への対応)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	11
	1 研究に関する事項を達成するための措置	11
	(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置	11
	イ 講演会等の開催	11
	ウ 開かれた研究所への対応	11
評価シート7 (研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	13
	1 研究に関する事項を達成するための措置	13
	(3) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置	13
評価シート8 (健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	15
	2 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	15
	(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置	15

評価区分	24年度計画記載項目	頁
評価シート9 (社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	17
	2 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	17
	(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置	17
評価シート10 (国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	18
	2 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	18
	(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置	18
評価シート11 (栄養情報担当者(NR)制度に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	20
	2 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	20
	(4) 栄養情報担当者(NR)制度に関する事項を達成するための措置	20
	3 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	20
評価シート12 (情報発信の推進に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	21
	3 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	21
評価シート13 (運営体制の改善に関する事項を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	22
	1 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置	22
評価シート14 (研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	25
	2 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置	25
評価シート15 (職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	26
	3 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置	26
評価シート16 (事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	28
	4 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置	28
評価シート17 (評価の充実に関する事項を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	29
	5 評価の充実に関する事項を達成するための措置	29
評価シート18 (業務運営全体での効率化を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	31
	6 業務運営全体での効率化を達成するための措置	31
評価シート19 (外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置)	第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置	33
	1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置	33
評価シート20 (経費の抑制に関する事項を達成するための措置)	第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置	34
	2 経費の抑制に関する事項を達成するための措置	34
評価シート20 (予算、収支計画、資金計画)	第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	34
	1 予算	34
	2 収支計画	34
評価シート21 (その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置)	第4 3 資金計画	34
	第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置	36

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 研究に関する事項</p> <p>(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行うこと。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> <p>運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病の一次予防、身体活動や食事といった環境因子と遺伝的因子の相互作用の解明、並びに運動と食事とによるテーラーメイド予防法に関して、ヒトを対象とした試験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特に、安全で効果的かつ実効性のある一次予防策開発に資する調査及び研究に特化・重点化する。</p> <p>a 運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用効果等について、実験的、疫学的、文献的な調査及び研究を行う。これにより食事摂取基準、運動基準等を策定するための科学的根拠を提示する。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> <p>a 運動基準、食事摂取基準等の改定のための科学的根拠の提示</p> <p>①運動基準、エクササイズガイド、食事摂取基準の次期改定に資するために、文献的研究を実施する。</p> <p>②運動基準で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための、大規模無作為割り付け介入研究を継続実施する。</p> <p>③「特定保健指導」における身体活動量評価ならびに身体活動・運動介入のプログラム構築を進める。</p> <p>④様々な特性（職業、運動習慣、生活環境、年齢など）を有する成人および小児を対象に、二重標識水法を用いて、1日当たりの身体活動レベルおよび総エネルギー消費量のデータを蓄積する。</p> <p>⑤ヒューマンカロリメーターや活動量計などを用いて、特に幼児・小学生・高齢者の身体活動内容を特定すること、身体活動がエネルギーバランスに与える影響を検討することにより、生活習慣病の予防や解消に寄与する知見を獲得する。</p> <p>⑥人間ドック受診者を対象とした大規模コホート研究を継続し、食事・身体活動・食行動意識、心理的要因・</p>	<p>①運動基準、エクササイズガイドの改定に資するために、文献的研究を実施し、厚生労働省の「運動基準・運動指針改定のための検討会」でその成果が活用され、「健康づくりのための身体活動基準・指針2013」の策定に寄与した。</p> <p>また、次期（2015年版）の「日本人の食事摂取基準」改定に向け、諸外国のレビューシステム調査を行い、策定の標準化案を作成した。平成23年度に公開したエビデンスデータベースを改良し、取り扱う参考文献の掲載率を3.9%（平成23年11月）から99.3%（平成24年10月）に増加させた。さらに、「日本人の食事摂取基準2010年版」のエビデンスの体系的レビューを行い、不足部分を同定したところ、日本人を対象とした研究が根拠として使われているのが、推定平均必要量の算定されている栄養素の約30%しかないことが明らかとなった。耐容上限量に関しては、1980年代の論文1報で基準値を策定している栄養素が5種類存在した。ライフステージ別では、特に高齢者の基準値を策定するエビデンスが国内外ともに不足していることが明らかとなった。</p> <p>②運動基準2006で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための、大規模無作為割り付け介入研究を継続実施し、23メッツ・時/週の身体活動の実施により、腰痛有訴率が低下することを明らかにした。</p> <p>③「健診・保健指導のあり方に関する検討会」において、「標準的な健診・保健指導プログラム」の改定に寄与した。</p> <p>④食事摂取基準における50歳以上の基礎代謝基準値により求めた基礎代謝量は、60歳以上の高齢者249名（平均75歳）において、1日あたり平均170kcalの過大評価をしていることが明らかになった。</p>

	<p>b ヒトを対象として、遺伝因子と各栄養素摂取量、身体活動量、エネルギー代謝等との関係を明らかにし、生活習慣病発症の遺伝、環境リスクの相互作用を解明する。</p> <p>c 遺伝子改変動物を用いて、運動や食事指導によってメタボリックシンドローム及び生活習慣病がいかに予防されるのかを、遺伝子解析等による分子レベルでの機序解明を試み、運動と食事指導による生活習慣病のテーラーメイド予防法の開発に資する科学的根拠を提示する。</p>	<p>遺伝的要因等と生活習慣病発症との関連性や、運動と食事の保健指導効果について引き続き検討する。</p> <p>b 生活習慣病発症における遺伝、環境リスクの相互作用の解明</p> <p>①罹患同胞対法を用いた全ゲノム解析で2型糖尿病感受性領域としてマップされ、遺伝子の同定に至っていない染色体領域の解析やGWASを用いて新たな2型糖尿病感受性遺伝子を同定する。</p> <p>②複数のコホート研究において、これまでに明らかになった肥満や糖尿病関連遺伝子の生活習慣病発症への寄与や、栄養・運動や食習慣との相互作用について明らかにする。</p> <p>c 遺伝子改変動物等を用いたテーラーメイド予防法開発にむけた科学的根拠の提示</p> <p>①遺伝子操作動物を用いて、我々が同定した日本人の2型糖尿病感受性遺伝子の機能について解明する。高脂肪食が、糖尿病・メタボリックシンドロームを発症する分子メカニズムを解明するために、既に作製した遺伝子操作動物あるいは脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物を用いてインスリン抵抗性メカニズムについて検討する。さらに運動におけるインスリン抵抗性改善メカニズムについて検討し、糖尿病・メタボリックシンドロームの改善や予防法の開発につなげる。</p> <p>②飽和脂肪酸による脂肪肝、肥満の発症機序、その予防法を中心に研究を行う。飽和脂肪酸摂取による脂肪肝の原因として、脂肪肝発症の初期には、肝臓でのPPAR<math>\gamma</math>2蛋白質の増加が関与していることを明らかにしてきた。培養細胞中心に、PPAR<math>\gamma</math>2発現亢進機序、発現増加の阻止方法、脂肪蓄積亢進機序を明らかにする。又、脂肪食摂取後のキロミクロンの代謝異常が肥満、動脈硬化症罹患にどのように関連するか動物モデルを用いて明らかにする。</p>	<p>また身体活動レベルの平均値は、自立高齢者で1.72、通所施設利用者で1.61、歩行可能な施設入所者で1.43であり、自立度により差がみられた。また、3~5歳の健常児（13名）および低身長児（22名）における総エネルギー消費量のデータを収集した。</p> <p>⑤活動量計などを用いて、性別・年代・仕事・都市階級による身体活動の違いを明らかとした。また、連続的な身体活動と断続的な身体活動が脂質利用量に対して及ぼす影響を、ヒューマンカロリメーターを用いて比較したところ、断続的な身体活動の方が脂質利用が多いという結果が得られた。</p> <p>⑥人間ドック受診者を対象とした大規模コホート研究を継続し、食事、身体活動・運動、睡眠などが糖尿病の発症や腰痛の有訴と関連することが示された。</p> <p>①Imputation法により直接ジェノタイプングしたSNPと1000ゲノムプロジェクトでジェノタイプングしたSNPをゲノムワイドに解析したところ、計4か所に2型糖尿病と関連する領域を見出した。さらに染色体10番の領域に低頻度でオッズ比が2倍の2型糖尿病と関連する多型を見出した。</p> <p>②大規模無作為割り付け介入研究コホートにおいて、GWASを用いた分析により、身体活動量の個人差に関連する遺伝子多型の候補を抽出した。また、候補遺伝子アプローチを用いて、生活習慣病等のリスクに及ぼす身体活動・体力と遺伝の相互作用について検討した。また、人間ドック受診者を対象としたコホートで、肥満や糖尿病関連遺伝子多型について、生活習慣病発症への寄与および食事や運動習慣との交互作用について検討した。</p> <p>①欧米人と同様、日本人においても2型糖尿病感受性遺伝子として同定されたTCF7L2の機能を膵<math>\beta</math>細胞特異的に低下させたトランスジェニックマウスを解析したところ、TCF7L2は発生、分化の段階から一部細胞増殖を介して膵<math>\beta</math>細胞量を調節することにより、インスリン分泌能を司っていることが明らかとなった。またなぜ肥満では糖新生が亢進し、かつ脂肪肝を呈するかについて明らかにするために、高脂肪食を負荷した肝臓特異的IRS1欠損マウスと肝臓特異的IRS2欠損マウスを用いて解析した結果、肥満に伴う持続する高インスリン血症は、慢性的な肝臓のIRS2の発現を低下させ、高血糖を呈しさらにインスリン抵抗性が増悪する。一方IRS1の発現は変化しないため、それによりIRS1を介したインスリンシグナルはむしろ増強され脂肪肝を呈し、悪循環を形成し、2型糖尿病を発症すると考えられた。</p> <p>②マウス肝培養細胞を用いた研究から、肝臓におけるPPAR<math>\gamma</math>2活性化による脂肪蓄積には、PPAR<math>\gamma</math>2遺伝子上流の領域（約4kb）が関与していることがわかった。この部分はマウスの系統によっても違いがみられた。また、脂肪食摂取後に血中カイロミクロン濃度が増加するマウスに高脂肪食を長期投与すると、肥満になりやすいことが明らかになった。</p>
--	--	---	---

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標		中期計画		24年度計画		24年度業務実績	
評価の視点等	【評価項目 第1-1(1)ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究】	自己評価	S			評 定	A
【数値目標】	—	厚生労働省策定の身体活動基準 2013、アクティブガイドの策定のための文献研究の実施、2型糖尿病感受性遺伝子の同定とその機能の解明、大規模コホートの解析から新たな知見の獲得など、生活習慣病予防のための研究成果は大きな進展がみられており、行政施策の遂行に寄与するところも大である。				（委員会としての評定理由） 「運動基準 2006」で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための大規模無作為割り付け介入研究実施によりデータを得たこと、生活習慣病発症における遺伝、環境リスクの相互作用の解明において、計4か所に2型糖尿病と関連する領域を見出したこと等、生活習慣病予防における研究成果として評価できる。	
【評価の視点】	・研究の質は高く保たれているか。	実績：○ 生活習慣病予防や治療につながる新たなインスリン分泌のメカニズムや肝臓のインスリン抵抗性発症メカニズムについての知見が得られた。さらに、飽和脂肪酸による脂肪肝、肥満の発症機序等、大きな成果が出ており、生活習慣病予防に向けた優れた業績があった。				（各委員の評定理由） ・2型糖尿病の成因に関する新知見を出すなど成果があがっている。 ・高齢者の基準値、わかりやすいガイドラインの設定は評価できる。 ・介入研究の結果もよい。 ・論文等の出典を記入してほしい。 ・身体活動基準 2013の根拠の作成・提案といった面での貢献は大きい。 ・今年は2年目ということであるが、今後は併用（食+運動）の効果に言及したまとめが期待される。 ・年度における成果としての評価は高いが、運動と食事の併用についての研究を推進されたい。	
・生活習慣病予防や健康づくり施策の推進やガイドライン策定に寄与するものであるか。		実績：○ 広範な文献研究を実施し、身体活動基準 2013とアクティブガイド策定に貢献した。また、「運動基準 2006」で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するため、大規模無作為割り付け介入研究を実施し、そのベースラインのデータから、わが国のサルコペニア（筋肉減弱症）基準値を提示し、運動基準改定に寄与した。また、高齢者や幼児のエネルギー必要量など、食事摂取基準の改定に資する知見が得られた。				・アクティブガイド+10など実効性に配慮した提案が見られる。 ・従来のエクササイズガイド 2006からの発展性が期待できる。 ・得られた研究成果の科学的妥当性を担保する意味において、その成果の論文発表の有無を明示することが望ましい。 ・業務実績概要資料データで示された研究データはいずれも充実した内容で、その限りでは法人の自己評価Sに同意するが、中期計画は「運動と食事の併用効果」である。この点にまったく触れられていない。委員との質疑で現在進行形と説明のあった大規模介入による研究成果は大いに期待するものの、同時に実験的な手法などによって併用効果に迫る意欲的な研究が必要である。	
・研究の結果（介入方法など）が特定健診・保健指導の実践に活用されているか。また、食事摂取基準・運動基準のエビデンスに採用されているか。		実績：○ 大規模コホート研究は、長期にわたる研究期間を必要とするので、まだ研究の結果を保健指導の実践に生かすに至っていないが、現時点においても社会科学的に重要な知見が見いだされており、将来の施策に寄与する可能性が大きいと評価する。				（その他の意見）	
・大規模コホート研究から得た結果が生活習慣病予防のために活用されているか。		実績：○ 身体活動基準 2013ならびにアクティブガイドに本研究所の研究成果が引用された。					
・研究成果が適切に示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な成果に関する将来展望が示されているか。		実績：○ 研究成果は、主に欧文原著論文として、インパクトファクターの高い国際的に主要な学術誌に発表している。コホート研究については、中長期的な観点に立って、計画的かつ効果的な実施を図っている。					
・研究成果の意義が適切に示されているか。		実績：○ 研究成果の意義について、総説ならびに学会シンポジウムなどで適切に示した。					
・長期的（10年以上）な観点から成果を評価する必要がある調査研究について、具体的な成果に関する将来展望が示されているか。		実績：○ 大規模コホート研究等、現時点では縦断的な研究成果を実践に生かすところまでは至っていないが、ベースライン分析に基づく断面研究の成果や社会科学的に重要な知見を見いだすなど、副次的な研究成果が見られている。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績
<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究</p>	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究</p> <p>日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、それが健康に及ぼす影響について疫学的な調査及び研究を行う。また、それらに基づく食生活改善法の開発と施策への提言を行う。特に日本人の食事摂取基準等の科学的根拠となるデータの蓄積と「健康日本21」の評価及び次期「健康づくり運動」策定への応用を目指す。</p> <p>a 栄養に関する実践において最も基本的かつ重要な指針である「食事摂取基準」について、平成25年度に予定される改定作業開始に向け、系統的レビューを平成24年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫学的研究及び基本的情報の収集等を継続的に行う。</p> <p>b 「健康日本21」の最終評価及び次期「健康づくり運動」の策定に向けた、効果的で実効性のある運動・食事指導プログラムの開発と普及、国及び地方自治体等の施策の推進に資する研究を行うことが重要であることから、これらの手法の開発、国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に資する検討を行う。</p>	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究</p> <p>a 食事摂取基準策定のための栄養疫学研究及び基本的情報の収集</p> <p>①次期（2015年版）「日本人の食事摂取基準」改定に向け、研究所内外の学識者で構成されるワーキングメンバーのとりまとめの役としてレビュー作業等を開始する。また、平成23年度に公開した文献のデータベースを活用したエビデンス不足部分の同定、データベースの改良に取り組む。これらを通じて、今後の策定や普及・啓発事業において、厚生労働省及び関係諸機関に必要十分な資料や技術の提供を行う。</p> <p>②知識の正しい定着、一般国民への食生活改善を目指して、「日本人の食事摂取基準」の普及・啓発事業に積極的に参画する。また、WHOCCの取得に向け、アジア地域において食事摂取基準を策定するための支援ツールを作成する等、海外への発信にも取り組む。</p> <p>③食事摂取基準の策定や活用に資するための、ヒトを対象とした以下の栄養疫学研究および実験栄養学研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や妊婦・授乳婦など、ライフステージに着目し、栄養素摂取状況や健康状態、生体指標との関連を検討する。</li> <li>・日本の活用目的の独自性の解明と、それに適応した活用方法、食事摂取基準評価法の開発を進める。</li> <li>・災害時等の非常時の栄養管理において食事摂取基準を活用するための検討を行う。</li> </ul> <p>b 国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に関する検討</p> <p>次期「健康づくり運動」の策定及び開始前評価に向けて、国民健康・栄養調査の機能強化とデータ利活用を通じて個人の生活習慣の改善を環境面から支援するための施策に資する研究を行う。</p> <p>国や地方自治体の要請や必要性に応じて、国民健康・栄養調査ならびに自治体が独自に実施する健康・栄養調査の機能強化やデータ活用に関する技術支援を引き続き行う。</p>	<p>24年度業務実績</p> <p>①高齢者における二重標識水法の検討結果についてレビューを行い、これまでに、どのような対象特性をもった高齢者においてどのような身体活動レベルの値が得られてきたかを明らかにした。</p> <p>②世界へ向けた「日本人の食事摂取基準」（2010年版）の発信を目的として、英語版概要を作成し、HPにて公開した（4月）。また、英語論文として公表（JNSV誌）するため、研究事務局として企画・編集を担当し内容を取りまとめて投稿した。</p> <p>③食事摂取基準の策定や活用に資するため、ヒトを対象とした以下の研究を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事摂取基準の策定において日本人で不足しているエビデンスを創出するため、国民健康・栄養調査プールデータを用いた再解析を実施した（2次利用承認済）。特に、超高齢化社会に対応するため、高齢者の性年齢別の栄養素摂取量および生体指標を解析し、高齢者においては男女ともに加齢に伴いエネルギーおよびたんぱく質等の栄養素の摂取量が減少すること、アルブミン値が低い者の割合が増えることが明らかとなった。</li> <li>・食事摂取基準の活用状況及び活用上の課題を把握することを目的として、日本における活用状況を調査した。政府が策定する食事指針等のほとんどに食事摂取基準が活用されていたが、活用のタイムラグが生じていること、食事摂取基準のどの基準値を活用しているのか示されていない食事指針等が多いことが明らかとなり、現場での活用を妨げている要因の一つと考えられた。</li> <li>・種々の食事評価法において食事摂取基準の値から摂取量の評価を行う上での課題として、ビタミンC等の一部のビタミン・ミネラルにおいて調査時期（季節）および調査日数が影響することが明らかとなった。</li> <li>・東日本大震災の対応として作成した、「避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量」、食品構成、食品具体例活用状況について、一般国民向け資料を作成した。</li> <li>・高齢者施設入所者（要介護1～5）119名において基礎代謝量を測定し、基礎代謝量の推定に”介護度”が独立な指標として寄与することが明らかとなった。</li> </ul> <p>・平成24年度国民健康・栄養調査では、10万枚を超える帳票処理に対応するため、QRコードを活用した調査票スキャン、調査票PDF管理システムを開発し、短期スタッフを集中的に雇用することで、475調査地区の調査票を整理、電子データ化を行った。栄養調査結果評価手法の標準化に取り組み、具体的には、集計結果が外れ値と判定された世帯員を含む世帯について、調査および入力が適切に行われたかの確認作業を行った。</p> <p>・国や地方自治体の要請や必要性に応じて、国民健康・栄養調査ならびに自治体が独自に実施する健康・栄養調査の機能強化やデータ活用に関する技術支援を行った。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1-1(1)イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究】	自己評定	A		評 定	A	
【数値目標】	—	—	—	—	(委員会としての評定理由)	A	高齢者施設入所者の基礎代謝量を測定し、基礎代謝量の推定に“介護度”が独立の指標として寄与すること、および食事摂取基準の策定や活用に関する調査研究において、高齢者のエビデンスが少ないことを明らかにしたことは評価できる。
【評価の視点】	—	—	—	—	(各委員の評定理由)	A	—
・研究の質は高く保たれているか。	—	実績：○	—	—	—	—	—
・わが国の栄養疫学研究の進歩や健康づくり施策の推進に寄与するものであるか。	—	実績：○	—	—	—	—	—
・日本人の食事摂取基準を策定（改定）するために有用な資料となるものであるか。	—	実績：○	—	—	—	—	—
・策定に有用な資料やデータベース等を作成・管理・公開しているか。	—	実績：○	—	—	—	—	—
・国や地方自治体を実施する健康増進施策の立案や評価に用いることができる客観的なデータとなっているのか。	—	実績：○	—	—	—	—	—
・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。	—	実績：○	—	—	—	—	—



国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績
<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p>	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>「健康食品」に含まれる食品成分の有効性及び健康影響に関して、実社会における使用実態等を把握するとともに、ヒトに対する影響を評価する手法を開発する。その結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新及び充実を継続して行う。</p> <p>a 「健康食品」等の健康志向に基づく食品の使用実態等の情報を収集・把握し、食品表示並びに食品成分の健康影響に関する調査研究を実施する。</p> <p>また、「健康食品」摂取の安全性に関しては、動物実験及び細胞実験等による健康影響評価研究を実施し、これらに関する情報発信を行う。</p> <p>b 「健康食品」に関する正しい知識の普及と健康被害の未然防止並びに拡大防止を目的に、公正で科学的な健康食品の情報を継続的に収集・蓄積し、それらの情報を効果的に国民に提供する。また、「健康食品」の利用実態や有害事例に関連した調査研究を行う。</p>	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>a 「健康食品」等の素材成分に関する情報収集及び健康影響に関する調査研究</p> <p>①ビタミンC及び食品に含まれるその他の抗酸化物質について、大量摂取時の安全性について動物を用いて検討を行う。</p> <p>②微生物定量法が主たる分析法として設定されている栄養成分に対する効率的な分析法の開発として、マイクロプレートを用いた評価方法の構築や機器分析方法に関して検討する。また、昨年度に引き続き食物繊維の分析方法における新規分析方法の評価及び室間共同試験に参加し、妥当性確認を行う。</p> <p>③食品に含まれる微量栄養成分の栄養生理学上の調査・研究を行う。ビタミンA、βカロテンおよびビタミンDに着目し、特に分子レベルにおける検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・His-RBP4 タンパク質を大量に精製し、力価の高い抗体を作成する。また、His-RBP4 が新規のサイトカインであることを明らかにする。</li> <li>・βカロテン-ビタミンA 転換酵素の遺伝子発現制御機構を分子レベルで明らかにする。</li> <li>・膜を介したビタミンDの機能を明らかにする。</li> </ul> <p>④疾病モデル動物における「健康食品」素材の健康影響評価を行う。また、非栄養成分等について、新たな保健機能の開発を視野に入れながら、その有効性及び安全性の評価を行う。</p> <p>⑤ダイエット関連ハーブとして多用されているコレウス・フォルスコリの医薬品との相互作用に関して、肝臓薬物代謝酵素の亢進機序ならびに、小腸における肝臓薬物代謝酵素への影響を引き続き検討する。また、「健康食品」素材による非アルコール性脂肪肝への影響を検討する。</p> <p>b 「健康食品」に関する公正な情報の提供</p> <p>①『「健康食品」の安全性・有効性情報 (hfnet)』サイトに関して、厚生労働省等と連携して継続的な掲載情報の更新をするとともに、それらの情報の効果的な発信等に関連した調査研究を行う。</p> <p>②『特別用途食品・栄養療法エビデンス情報 (fosdu)』のサイトに関して、消費者庁等と連携して継続的な掲載情報の更新を行う。</p> <p>③ハイリスクグループ（妊婦、高齢者、病者）における</p>	<p>①ビタミンCのサプリメントは、活性酸素を消去する目的で運動時に汎用されている。ところが、近年、ヒトまたはラットでビタミンCの大量摂取が運動による体力の増加や耐糖能の改善を妨げる可能性が報告され、議論となっている。昨年度に引き続き、ラットを用い先行研究の検証を行った。その結果、ビタミンCの大量摂取は、健常ラットでの運動トレーニングによる持久力増加を妨げず、また、2型糖尿病ラットでの運動トレーニングによる耐糖能改善を妨げることもなかった。大量摂取時のビタミンCの安全性について、現時点で国民に注意を喚起すべきと考えられる結果は得られなかった。</p> <p>②微生物定量法が主たる分析法として設定されている栄養成分に対する効率的な分析法の開発として、凍結乾燥菌体を用いた48穴プレート法で、公定法と同等の結果が得られることが明らかとなった。</p> <p>③食品に含まれる微量栄養素の生理機能の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大腸菌を用いてリコンビナント His-RBP4 タンパク質を大量に発現させ、効率よく精製する方法を確立した。</li> <li>・βカロテン-ビタミンA 転換酵素遺伝子プロモーター上に、ビタミンA 受容体である RAR/RXR がビタミンA 依存的に結合することを明らかにした。</li> <li>・細胞膜上にビタミンDの情報伝達に必要な分子が存在することを明らかにし、成果を公表した。</li> </ul> <p>④骨粗鬆症モデル動物における大豆イソフラボン代謝産物(エクオール)の健康影響評価を行い、生殖器官に作用することなく、骨髄細胞の炎症性サイトカイン、破骨細胞形成促進因子及び脂質代謝関連遺伝子の発現を抑制することが明らかになった。また、同モデル動物において、健康食品素材として利用されているリスベラトロールが、特定の肝臓薬物代謝酵素(CYP)の遺伝子発現を抑制することを明らかにした。</p> <p>⑤動物を用いた安全性の検討において、ダイエットハーブとして多用されているコレウス・フォルスコリ抽出物が、ヒトの健康食品からの摂取推定量で肝臓薬物代謝酵素(主にチトクローム P450、CYP)を誘導すること、そのCYPの誘導は小腸でも認められること、過剰摂取量では肝臓 PPARγの発現亢進を介して脂肪肝を惹起することが明らかになった。また、「健康食品」素材による非アルコール性脂肪肝への影響を検討するに当たり、in vitro でスクリーニングを行ったところ、クルクミン、ルテオリン、βカロテンが肝細胞における抗炎症作用を示した。</p> <p>①『「健康食品」の安全性・有効性情報 (hfnet)』サイトに関して、厚生労働省等と連携して、ニーズ把握及びデータ追加を行った。特に安全性・被害関連情報については積極的に情報収集して迅速な提供に努め、既に掲載した健康被害情報を解析してその特徴を分析した。本年度に作成した情報の内訳は、新規情報が265件、更新・追記情報が454件であり、情報が検索しやすい様に検索システムを追加した。登録会員への更新情報メールの配信(毎月)、健康食品に関するメールや電話での問い合わせ、新聞などの取材に適宜対応した。サイトへのアクセス数は14,000件/日以上であった。</p> <p>②(社)栄養士会と連携して運営している「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」サイトに適宜情報を追加した。作成した情報の内訳は、新規情報が5件、更新・追加情報が5件であった。サイト全</p>



国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

		<p>健康食品の利用実態を調査し、健康被害の未然防止のための情報の作成と提供を行う。また健康食品との関連が疑われる健康被害の評価法に関する調査研究を行う。</p>	<p>体を見直し、リンク切れ等の修正、サイトの利用環境に関して適宜対応した。アクセス数は、約 550 件/日であった。 ③妊婦における葉酸サプリメントの利用実態アンケート調査をインターネットを介して行い、葉酸の適切な摂取時期、摂取量が正しく理解されていない実態を明らかにした。高齢者や病者に着目した健康食品の利用実態アンケート調査を紙媒体で実施した（対象者は 4930 人、回答者 2952 人、回収率 59.9%）。また、厚生労働省、国民生活センター、企業における健康食品の被害情報（苦情を含む）の特徴を調べ、同時に健康食品の摂取と健康被害の因果関係を調べるためのアルゴリズムを試作した。</p>				
<p>評価の視点等</p>	<p>【評価項目 第1-1(1)ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究】</p>	<p>自己評価</p>	<p>A</p>	<p>評 定</p>	<p>A</p>		
<p>【数値目標】 ・健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧が1日平均8,000件以上維持できているか。</p> <p>【評価の視点】 ・研究の質は高く保たれているか。</p>		<p>いわゆる健康食品中に含まれている抗酸化物質の大量摂取時の安全性評価として運動時の有意な応答を抑制するか検証したところ抑制は認められず、抗酸化物質大量摂取時の安全性を危惧する結果が示されないなどの成果を挙げた。また、「健康食品の安全性・有効性情報」「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」に最新情報を公開し、巷の不確かな情報の混乱防止に促進に寄与した。さらに健康食品による有害事象の収集と活用のための取り組みとして、有害事象の客観的な評価法の開発に取り組んだ。</p>		<p>（委員会としての評定理由） 「健康食品」の安全性・有効性情報の提供に関して、不確かな健康食品情報を明確にし、健康被害の未然防止・拡大防止に寄与したことは評価する。今後も増えつづける「健康食品」の情報提供については、さらに努力することを期待する。</p> <p>（各委員の評定理由） ・得られた知見は、国民の健康増進、維持に有効であり、中期目標を上回る成果と判断する。 ・健康食品に関する説明が進んでいる。 ・増えつづける「健康食品」の安全性には、特に力を入れていただきたい。 ・インターネットの入手に問題ありを明らかにしたことも重要。 ・多岐にわたるテーマの中から解決すべき主要な課題に対して検討された。 ・計画は順調に推移している。 ・研究成果の科学的担保（論文発表など）とその活用についての記載が望ましい。 ・「健康食品」といった国民的な関心の高いテーマである。信頼性の高いデータ提供を精力的に行っていることが認められる。また、関連の情報提供を適確に行っている、国民の期待に応える役割を果たしている。 ・この分野での実績としては、中期目標を上回っている。</p>			
<p>・食生活や生活習慣など、健康を総合的に考慮した健康食品の位置づけ、必要な情報提供ができていないか。</p>		<p>当該サイトへのアクセス件数は一日14,000件以上が維持されている。</p>					
<p>・情報発信はタイムリーに行われているか。</p>		<p>実績：○ 食品に含まれる微量栄養素の生理機能の評価を行い、大腸菌を用いてリコンビナントレチノール結合タンパク質4 (His-RBP4) を大量に発現させ、効率よく精製する方法を確立した。また、βカロテン-ビタミンA転換酵素遺伝子プロモーター上に、ビタミンA受容体であるRAR/RXRがビタミンA依存的に結合することを明らかにした。</p>					
<p>・国内外の健康食品関連情報を収集してデータベース化し、またそのデータベース化した情報の活用状況が客観的に評価できるか。</p>		<p>実績：○ 「健康食品の安全性・有効性情報」データベースの更新、追加を行い、「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」のデータベースに適宜情報を追加し、一般に公開した。アクセス件数は前者が一日14,000件以上、後者が一日約550件であった。</p>					
<p>・情報の提供や共有を図るための効果的な取り組みが常に検討されているか。</p>		<p>実績：○ 特に健康食品の安全性・健康被害に関する情報について、迅速な収集及びホームページ等を通じた提供を行うとともに、ネット会員約5,600名に対して定期的に更新情報を通知するなど、タイムリーな情報発信に努めた。</p>		<p>（その他の意見）</p>			
<p>・研究成果が適切に示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。</p>		<p>実績：○ 情報の更新状況をホームページ上で示すとともに、ネット登録会員に月毎にまとめてニュースとして提供した。情報提供の状況を雑誌や新聞の取材を介して積極的に紹介した。</p>					
		<p>実績：○ 健康食品の安全性・有効性評価、食品中の抗酸化物質測定法の開発を中心とする研究成果は、国内外の学会誌等に発表しており、今後、食品機能の比較評価を行う上で重要な成果である。特に健康食品の安全性・有効性評価に関する研究等については、消費者の安全を確保する観点から、今後も継続的に実施していく必要がある。</p>					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績
<p>エ 科学技術基本計画に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行うこと。</p> <p>オ 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画に資する調査研究を推進し、専門家（管理栄養士等）への情報提供を行うこと。</p>	<p>エ 研究所の研究能力を向上させ、将来、その応用・発展的な展開を可能とするために、関連研究領域における基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。</p> <p>オ 小児から高齢者までの生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育をより効果的に推進するための調査研究を行い、その成果を専門家（管理栄養士等）のみならず広く国民に情報提供し、行政機関等と協調して食育を推進する。</p>	<p>エ 研究能力の向上のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の研究機関における研究者との共同研究及び若手研究者の責任ある立場での研究への参画を積極的に促すことにより、研究所の研究能力を向上させ、その応用・発展的な展開を図る。</li> </ul> <p>オ 効果的な栄養教育手法の開発</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①内閣府における第2期食育推進計画の実施について、生涯にわたるライフステージに応じた食生活の問題点について、調査分析を行い、より効果的な食育施策の形成・提示に努める。</li> <li>②食育や栄養教育を推進する職能団体や自治体の事業に対し、効果的な食育や栄養教育に関する情報を提供しその活動を支援する。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手研究者の研究能力の向上やその応用・発展的な展開を図るため、若手育成型の補助金及び助成事業における外部資金の獲得を推進した。その結果、若手育成型の科学研究費補助金を8件(10,614千円)、助成事業における外部資金を5件(5,747千円)獲得した。また、それらの研究成果について評価を行い、若手研究者の能力向上に努めた。</li> </ul> <p>①生涯にわたるライフステージに応じた食生活の問題点について調査分析を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者を対象とした有効な食支援や配食サービスについての検討として、配食サービス事業者については、対象者の摂食・嚥下機能や食事状況の把握状況、献立のバリエーション、献立作成者等について調査した。現状の配食サービスは安否確認としては機能しているが、低栄養予防の観点からは不十分であることが明らかになった。</li> <li>・良好な妊娠転帰を目指した妊婦への食生活指導介入研究として、健康な妊婦300名に対して栄養・食生活指導を実施中であり研究参加者は170名に達したが、出産に至ったものはまだ合計20名程度である。妊娠28週前後で体重増加量が過少または過剰であった者36名に対し、3日間の食事記録とそれに基づいた栄養士による食生活指導を実施した。このうち、体重増加不良で指導を受けた者では正常出産例が1名、早産例が1名、妊娠糖尿病により調査対象から除外されたのが1名あった。</li> <li>・「共食」の健康影響に関する系統的レビューとして、和文13件・英文43件について、共食頻度の把握方法や健康状態への影響について整理を行った。現在、論文投稿に向けて準備中である。</li> </ul> <p>②東日本大震災の被災地の栄養士・管理栄養士を対象とした調査を行い、被災後の集団給食施設、仮設住宅、個人住宅での活動状況、食物の調達状況、情報の状況について調査を実施した。その結果、病院や高齢者施設では70%以上で食糧や水の備蓄があった。各種食品の供給は食品群により異なり、震災後1か月において米、野菜、水は70%で供給されていたが、乳製品は40%以下であった。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1-1(1)エ、オ 研究所の研究能力の向上及び食育推進のための調査研究】	自己評価	A		評 定	A	
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の介護予防の観点から年1回以上の様々な団体が開催するワークショップ等に参画し、広く情報提供を行う。</li> <li>・効果的な栄養教育・食育について、職能団体等への支援を年5回以上行う。</li> </ul>		<p>生涯にわたるライフステージに応じた食生活の問題点について調査分析や東日本大震災の被災地の栄養士・管理栄養士を対象とした調査を行い、健康・栄養に関わる幅広い分野の研究を実施するとともに、専門家への情報提供にも努めた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>食育推進に役立つ科学的データの創出と、社会のニーズに合った効果的な食育の推進および情報提供に貢献したことは評価できる。東日本大震災への対応として、作成したリーフレット等の活動に関する反応や効果などまでをフォローすることを期待する。</p>		
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究の質は高く保たれているか。</li> <li>・独創的で、将来のシーズとなり得る研究が行われているか。</li> </ul>		<p>介護保険における栄養ケア・マネジメントを推進するための多職種の専門家を対象とした研修会等（年6回）に参画し、広く情報提供を行った。</p>			<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標に対して適切な水準で実施したと判断する。</li> <li>・若手研究者の育成が進んでいる。</li> <li>・研究能力向上の指標として、科研若手の獲得のみでは不十分。今後の業績やリサーチミーティングなどの工夫も実施し、記入いただきたい。</li> <li>・研究能力を物的、人的資源の関点からも示されるとよい。</li> <li>・研究能力についての考え方や向上のための方針、方策が示されないまま、科研費補助金件数だけで自己評価することにより賛成できない。</li> <li>・東日本大震災への対応として、作成したリーフレットなど、素晴らしい実績だが、この活動に関する地元での反応や効果などまでをフォローすることを期待する。</li> <li>・若手研究者育成を中核にした研究能力向上措置についても、一定の成果が得られている。また、食育推進事業のための事業も実施されている。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果が適切に示されているか。</li> <li>・特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。</li> </ul>		<p>実績：○</p> <p>研究成果は主に英文論文として欧米の主要な学術雑誌に発表するなど、質の高い研究を実施した。</p>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災被災者への健康支援に寄与しているか。</li> </ul>		<p>実績：○</p> <p>東日本大震災の被災地の栄養士・管理栄養士を対象とし、被災後の集団給食施設、仮設住宅、個人住宅での活動状況、食物の調達状況、情報の状況について調査を実施するとともに、被災地の自治体と協力して仮設住宅居住者の食料品の調達等食環境に関する調査を行った。また東日本大震災の対応として作成した、「避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量」、食品構成、食品具体例活用状況について、一般国民向け資料を作成した。</p>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育推進会議等への参加により行政施策に寄与しているか。</li> </ul>		<p>実績：○</p> <p>内閣府食育推進評価委員として参画するなど、行政施策に寄与した。</p>			<p>（その他の意見）</p>		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標		中期計画		24年度計画		24年度業務実績	
<p>(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項</p> <p>ア 健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。</p>		<p>(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進 調査及び研究の成果の普及を図るため、学術誌への学術論文の投稿、シンポジウム、学会等での口頭発表を行う。 これらについては、中期目標期間内に、学術論文の掲載を400報以上、口頭発表を1000回以上行う。 なお、口頭発表は、海外においても積極的にを行う。</p>		<p>(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進 ①研究成果については、できるだけ国際的な場での発表を目指し、査読付き学術論文80報以上、口頭発表200回以上を行う。 その際、原著論文については、インパクトファクターが2.0以上の学術誌に、30報以上掲載されることを目指す。 なお、若手研究者による優れた研究成果の発表に対しては、競争的な事前審査により課題を選定し、海外渡航費の付与を行う。 ②研究成果に係る著書・総説・解説を年間150報以上行う。 ③国民の健康増進に寄与するため、調査研究の成果を発表するための講演を150回以上行うほか、マスメディアによる報道が、50件以上となるよう報道情報の収集に努める。</p>		<p>①研究成果の公表に当たっては、所内において研究所の目的及び社会的意義を含めて評価を行い、査読付き学術雑誌への原著論文の掲載は、英文誌84報、和文誌22報の計106報（2.9報/特別研究員以上の研究員一人当たり）であった。なお、原著論文については、インパクトファクターが2.0以上の学術誌に40報掲載された。 また、外部研究資金の活用により、優れた研究成果を国際的な場で積極的に発表を行った。 ②調査研究の成果に係る著書・総説・解説は154報であった。 ③国内外の学会における発表は、国際学会（国内での開催を含む）31回、国内学会143回の計174回（4.7回/特別研究員以上の研究員一人当たり）であった。これらのうち、特別講演、シンポジウム等の招待講演は、国際学会7回、国内学会31回であった。また、研究所で実施した調査研究について、マスメディアより63件の問い合わせがあった。</p>	
評価の視点等	【評価項目 第1-1 (2) ア 論文、学会発表等の促進】	自己評価	S		評価	A	
		<p>英文論文を中心に目標を大きく上回る学術論文の掲載がなされ、とりわけ、インパクトファクターの高い学術誌にも目標を大きく上回る掲載がなされる及び口頭発表を行うなど、優れた研究業績を上げた。</p>			<p>(委員会としての評定理由) 英文論文を中心に高レベルの学術論文及び学会発表を行っていることは評価できる。 (各委員の評定理由) ・論文件数、インパクトファクターの良い論文、いずれも目標を大幅に上回っている。 ・学会発表は計画を下回った。 ・原著論文、欧文誌という重要な成果が多いので、Sとする。 ・中期計画で想定された目標との関係が不明だが、大きく上回る研究レベルだったかは疑問。 ・発表の様に大いに成果が上がっていると考えられるが、代表的な仕事が不明である。どのような成果が上がったのかを示してほしい。 ・年間2-9報/人はよいと考える。 ・論文の公表・質・量については評価できる。社会での認知という点から被引用率などの視点を評価すべきと思われる。 ・組織・規模と照らして、相対的に成果が高くあげられている。 ・年度計画の数値目標をかなり上回って達成している。 ・研究員一人当たり2.9報の論文発表は評価できる。 ・年度計画実績に示す学術的効果について、これら論文発表を付記することで論文の意義も担保されるので、そのような記載が望ましい。 ・論文、学会発表の促進に関しては、中期計画を上回っている。 ・評価に当たっての要望だが、研究所全体の発表件数に加えて、研究者別の発表件数の分布を示してほしい。</p>		
	【数値目標】 ・年度ごとに査読付きの学術誌に学術論文を80報以上掲載されること	106報（英文84、和文22）掲載された。					
	・インパクトファクターが2.0以上の学術誌に年度ごとに30報以上の原著論文が掲載されること。	インパクトファクターが2.0以上の学術誌に40報掲載された。					
	・研究者一人あたりの論文引用度を2.50以上とする	平成23年度掲載分について、研究者一人あたりの論文引用度は17.3であった。					
	・学会における口頭発表を年度ごとに200回以上行う。	学会における口頭発表は174回（国際学会31回、国内学会143回）であった。					
	・調査研究に関する啓発・知識の普及等に関する一般講演を年間150回以上行う	一般講演は162回行った。					
	・研究成果に係る著書・総説・解説を年間150件以上行う。	実績は、154件（著書68、総説36、解説50）であった。					
	・調査研究の内容・成果に関する新聞・雑誌、テレビ・ラジオ等のメディアによる報道件数として、毎年度50件以上の報道があるかどうか、研究所への社会的注目度の評価指標として設定する。	実績は、63件（テレビ・ラジオ20、雑誌19、新聞24）であった。					
	【評価の視点】 ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文は、高い水準を確保しているか。	実績：○ インパクトファクターによる客観的評価によっても、国際的評価の高い学術雑誌への発表が数多くなされた。国内外の主要な学会での発表でも高い水準を確保した。					
	・海外において研究成果が積極的に発表されているか。	実績：○ 英文誌への原著論文掲載84報、国際学会での発表31回、招待講演7回など、海外に向けて研究成果を積極的に発表した。					(その他の意見)
	・上記数値目標について、研究分野ごとの分析を行っているか。	実績：○ 研究部毎の分析を行い、評価に活かしている。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績
<p>イ 健康・栄養関連の専門家を対象としたセミナー、一般向けの講演会等を開催すること。</p> <p>ウ 研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じること。</p>	<p>イ 講演会等の開催</p> <p>健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年1回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。</p> <p>また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。</p> <p>一般及び専門家からの電話、メール等による照会等に対し、適切に対応する。</p> <p>ウ 開かれた研究所への対応</p> <p>幅広い人々に研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年1回オープンハウスとして研究所を公開する。</p> <p>また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学を積極的に受け入れる。</p>	<p>イ 講演会等の開催</p> <p>①「日本人の食事摂取基準」（2010年版）の普及・啓発のための講習会等にひきつづき講師を派遣するとともに、資料提供・企画支援を行う。</p> <p>②一般向けの公開セミナー（第14回）を東京で開催する。研究で得られた成果を社会に還元するため、専門家向けのセミナーを他機関との連携による開催を含め2回程度行う。</p> <p>③管理栄養士・栄養士等の研修や生涯教育のプログラムに対し、職員を積極的に派遣するとともに、連携も含めそれらのプログラムの企画等への支援を3回程度行う。</p> <p>④外部からの電話やメールを介した問い合わせについて適切に対応するとともに、問い合わせの多い事項についてはホームページ上のFAQに反映させ、効率的な対応ができる体制の整備をさらに進める。</p> <p>ウ 開かれた研究所への対応</p> <p>・オープンハウス（研究所公開）を実施し、運動実験施設等における体験コーナーや食事・体力診断等を含めて、当研究所の研究・業務内容をより多くの人々に身近に知ってもらえるよう努める。また、所内見学等に積極的に対応し、小学生や中高生が健康や栄養に関して高い関心を持ち、正しい知識が普及出来る取り組みを行う。</p>	<p>①「日本人の食事摂取基準」（2010年版）の普及・啓発のために、講習会等への講師派遣を7回行い、資料提供・企画支援を4回行った。</p> <p>②第14回一般公開セミナー（テーマ：健康づくりは社会とともに）を平成25年2月16日（土）に開催し、500名以上の参加者があった。平成24年7月に公表された健康日本21（第二次）を踏まえ、健康づくりのために社会環境の整備が不可欠であることを再認識する機会とした。また、専門家向けのセミナーを他機関との連携により6回行った。</p> <p>③専門家を対象とした研修</p> <p>・平成24年国民健康・栄養調査（拡大調査）への対応として、各自治体の調査責任者を対象として4回の技術講習を行った。具体的な調査技術を指導するとともに、自治体内での伝達講習の標準プログラム、教材を提供し、各自治体それぞれで調査技術の向上・標準化を図れるようサポートした。</p> <p>④外部からの電話やメールを介した問い合わせに関して、適切な対応に努めた。問い合わせの多い事項についてはホームページに反映させ、外部から受けた質問の内容と回答については、月1回まとめて所内メールで通知し、対応状況が職員間で共有できるようにした。</p> <p>・平成24年10月27日（土曜日）にオープンハウス（研究所一般公開）を開催した（参加者は290名）。オープンハウスの内容は、講演会、骨密度測定、健康体力測定、フィットネス体験、食生活診断、健康食品相談、所内見学ツアーなどである。また、「総合的な学習の時間」への対応として中学校（7校35名）、高校（7校122名）を受け入れ、健康や栄養に関わる知識や関心の普及・啓発を行った。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1-1(2)イ、ウ 講演会等の開催、開かれた研究所への対応】	自己評定	S		評 定	A	
		一般公開セミナーやオープンハウス（昨年を大幅に上回る参加者を得た）等を通じた研究所の取り組みの紹介をはじめ、地方自治体や各種団体、中高生等の施設見学を積極的に受け入れた。 また、開かれた研究所へ向けて大学、学会等からの講師依頼にも積極的に対応した。			(委員会としての評定理由) 一般公開セミナー、オープンハウスの開催等、各種活動を具体的に展開し、開かれた研究所の実現に向けた多様な取り組みが行われていることは評価できる。		
【数値目標】 ・外部からの所内見学者を毎年度300名以上受け入れる。		オープンハウスを開催し、参加者は290名、「総合的な学習の時間」としての157名、計447名を受け入れた。			(各委員の評定理由) ・計画を上回る成果と判断する。 ・参加者が多いことはまず大切だが、参加者へのアンケートなどもあるとよい。		
・食事摂取基準・運動基準の普及・啓発のための講演会の開催もしくは講師の派遣を年10回以上行う。		地方自治体や栄養士会が主催する講演会に11回職員を派遣した。			・研究所の設立主旨に沿った様々な講演会やセミナーを開催して、社会への発信をされている所を評価する。		
・国民健康・栄養調査を含め、栄養関連調査の技術向上のためのセミナーを年5回以上実施する。		全国5カ所で講演を行った。			・前年度と比べて大幅な参加者を得たことが、評価される。		
・講演会等の参加者へのアンケート調査等により「非常に役に立った。役に立った」という回答が70%以上得られるようにする。		一般公開セミナーにおけるアンケート調査で、「非常に役にたった」「役にたった」との回答が80%以上であった。			・講演会等の開催、開かれた研究所への対応についての努力と実績は顕著であり、中期目標を大幅に上回っている。		
【評価の視点】 ・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。		実績：○ 平成25年2月、「健康づくりは社会とともに」をテーマとする一般向け公開セミナーを実施し、500名以上の参加があった。			(その他の意見)		
・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、社会・行政ニーズに沿って公正中立な立場で年1回以上実施されているか。		実績：○ 一般公開セミナー及び地方自治体が主催する技術研修セミナーへの協力など、公正中立な立場から社会・行政ニーズに沿った活動を行った。					
・講演会、セミナー等の参加者に対して満足度やニーズの把握を行い、高い満足度を得ているか。また、把握した結果を今後の企画等に役立てているか。		実績：○ アンケートの結果80%以上の方から「役にたった」との回答を得られた。また、今後の希望についても調査をしており、次回への参考としている。					
・講演会、セミナー等について参加者を増やすためにどのような取組・工夫を行ったか。		実績：○ 大手新聞社、マスコミ等へ事前に情報を提供、ホームページでの紹介等を通じてセミナー等の開催について広報を行った。					
・専門職のスキルアップに役立つような講演会やセミナーが実施され、参加者から満足したとの評価を得ているか。		実績：○ 講演会、セミナー等への参加者へのアンケート調査により、80%以上の参加者から「満足」との回答を得ている。また、所内見学、オープンハウス参加者から多数の礼状が届いている。					
・一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等に関して、公正中立な立場で適切に対応がなされているか。		実績：○ 一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等には公正中立な立場から対応している。それゆえ協力した研修等はすべて教育機関及び公益法人であった。					
・外部からの見学の受入を積極的に行い、研究所の研究・業務内容の理解を深めてもらう対応に努めたか。		実績：○ 大学、地方自治体、公益法人等の見学の受け入れを積極的に応じて、(447名)研究所の理解に努めた。					
・中学生、高校生等に健康や栄養、及び関連研究に興味をもってもらうための取り組みが年3回程度実施されているか。		実績：○ 中高生等に対して、「総合的な学習の時間」等を活用した施設見学や講義等を14回実施し、研究所の役割や取組内容をわかりやすく紹介し、若い世代が健康・栄養への興味や関心を高めてもらえるよう努めた。					
・管理栄養士・栄養士等の専門家(再)教育に対して、連携も含め年3回程度実施しているか。		実績：○ 管理栄養士・栄養士等の研修に、職員を講師として積極的に派遣し、(49回)専門職の技術向上に寄与した。また、(社)日本栄養士会等が実施する研修プログラム等に対して支援・協力を行った。さらに、専門官向けのセミナーを他機関と連携して、6回行った。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績
<p>(3) 研究実施体制等の整備に関する事項</p> <p>ア 独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。</p> <p>イ 国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受入れをより積極的に行うこと。</p> <p>ウ 大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。</p> <p>エ 調査及び研究の円滑な実施が図られるよう、適切な措置を講ずるとともに、他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図ること。</p>	<p>(3) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究・業務の効率的な実施という観点から、研究員、研究補助員の配置を戦略的に行うとともに、重点化する調査研究及び法定業務に研究業務費を適切に配分し、確実な業務の執行に努める。</p> <p>イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で従前から実施している共同研究に加え、新たな共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。 また、非公務員化の利点を活用し、研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、中期目標期間内に60件以上を目標とする。</p> <p>ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100名以上受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間100名以上派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に受け入れるための体制の充実を図る。また、連携大学を増やし、兼任教授の派遣を行うとともに、若手研究員の指導・育成を行うため、求めに応じ、研究所研究員を他機関へ派遣する。</p> <p>エ 施設・設備について、自らの研究実施のために実効的に活用するとともに、「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、大学、他研究機関との共同研究等での外部研究者等の利用に供する。</p>	<p>(3) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究業務を効率的に実施するための効果的な人員・予算の調整・確保 ①法律に基づく業務及び重点調査研究の担当部門に対して、効率的に特別研究員や研究補助員を配置するとともに的確な予算配賦を実施し、戦略的かつ効率的な研究に取り組み着実な研究成果を求める。 ②調査研究業務に付随する事務的作業の効率化を促進するために事務部内の研究支援体制の充実を図る。 ③運営費交付金をはじめ競争的資金などの予算について、各研究業務の進捗状況及び費用並びに新たな課題を勘案しながら柔軟に配賦を行うなど効果的な取り組みを行う。</p> <p>イ 産学連携の推進 ①共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。 ②研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、年間に12件以上を目標とする。</p> <p>ウ 将来の研究人材の育成 ①連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員等を年間100名程度受け入れるとともに、当研究所の研究員を大学院や関係機関等に年間100名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 ②連携大学院について、引き続き拡大を図るとともに兼任教員を派遣し、互いの強みを活かした研究協力を行う。 ③流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、博士課程修了者等の若手研究者や大学院生を積極的に受け入れることにより、将来の研究人材の育成に資するとともに、研究所の研究機能の強化を図る。</p> <p>エ 施設・設備の有効活用 ①測定室、RI室、動物飼育室、運動トレーニング室等の各研究部で共同で使用する施設・設備については、効果的に研究ができるよう環境を確保する。 ②「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に従い、当研究所の施設・設備を利用して、他研究機関の研究者・運動指導者と共同して運動による健康増進効果に関する共同研究を実施する。</p>	<p>①法律に基づく業務及び重点調査研究の担当部門に対して、特別研究員7名(平成25年3月30日現在)をはじめ研究補助員を重点的に配置した。 ②事務部業務課を中心として、内部の研究支援体制の強化のため研究業務の推移に応じて各課からの応援等フレキシブルな体制を構築し対応した。 また必要により、事務部連絡会議を開催し、多様な研究業務に対して効率的な事務対応の処理の実施や、事務部門と研究部門の情報共有などの促進を図った。 ③運営費交付金や競争的資金の予算管理を所内イントラネットを活用し円滑に行ったことにより、柔軟でリハのある事業運営及び管理を行うことができた。</p> <p>①民間企業、大学等との共同研究や受託研究をはじめ、研究者の交流や施設の共同利用等を通じて、研究員等を119名受け入れ、社会還元に向けた柔軟な取り組みを積極的に推進した。 ・研究者の相互交流や研究技術の交換等を図るため、当研究所から大学、民間企業・団体等49団体へ54名の研究者を客員教授、非常勤講師、客員研究員、各種委員等として派遣した。うち大学へは26校へ29名、民間企業・団体等へは25名であった。 ②民間企業等との共同研究や受託研究などを通して、社会還元に向けた柔軟な取組の一層の推進に努め、平成24年度は12件の共同研究等を実施した。</p> <p>①平成24年度は49名の研究者を客員教授、非常勤講師、特別講義の講師等として大学へ派遣し、民間企業及び関係機関へ111名を研修会講師等として派遣する等、合計160名の研究員を派遣した。また、海外からの5名を含め、大学院等から117名の研究員等(流動研究員、研修生を含む。)を受け入れた。うち若手研究員等(35歳未満)は、46名(うち研修生32名)であった。 ②連携大学院として、お茶の水女子大学、東京農業大学大学院、女子栄養大学大学院、早稲田大学スポーツ科学学術院、名古屋市立大学大学院、福岡女子大学、東京農工大学、聖徳大学及び静岡県立大学と協定書を取り交わしており、また新たに岐阜大学と協定を結んだ。8名を客員教授等として派遣し、若手研究者の育成・指導を行った。 ③また、流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、若手研究者や大学院生を117名(海外からの受け入れ5名を含む。)を受け入れ、人材育成とともに、研究所の研究機能の強化を図った。</p> <p>①各施設の管理を一元化し、使用者間の調整を行うことで使用効率を上げるとともに、施設・設備の環境整備を包括的に行った。 ②共同利用により運動施設を使用した者は、健康増進研究部の実施する様々な研究に被験者として参加しており、エクササイズガイドや食事摂取基準の改訂のための研究データ蓄積に大きく貢献している。また、ヒューマンカロリーメーターについても、産学連携に基づく施設活用の促進や他の学術機関との共同研究の推進により、63日稼働させ、45名の被験者のデータを集めた。</p>



国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1-1(3) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A		評 定	A	
【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100名程度受け入れるとともに、研究員を大学院や関係機関等に年間100程度派遣する。</li> </ul>	<p>連携大学院及び民間企業等との人材交流や共同研究を進めるとともに、研究テーマの重要性や進捗に応じて研究費を配分するなど、研究の効果的・効率的推進に努めた。</p>			<p>（委員会としての評定理由） 研究実施体制の整備については、研究テーマの重要性に応じた人員の重点配備や研究費の配分を行い、また連携大学院や民間企業等との人材交流や共同研究を積極的に行ったことは評価できる。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業との共同研究を年間12件程度行う。</li> </ul>		<p>平成24年度には大学や民間企業、研究機関等から、目標を上回る計119名の研究員を受け入れた。また、大学の客員教授等として160名の職員を派遣した。</p>			<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若手研究員の受け入れ、研究者の派遣が高い水準で実施されている。</li> <li>・予定された計画の範囲であると思われる。</li> <li>・研究員、研修生が多いことは重要。</li> <li>・計画は順調に実施され、各々の項目において実績が認められる。</li> <li>・少人数体制のもとで、研究実施体制等の整備に取り組んでいることを認めるが、中期目標通りの進捗である。</li> </ul>		
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究・業務が効率的に行われるための取り組みを行っているか。</li> </ul>		<p>実績：○ 研究部門及びそれを支える事務部門の業務が効率的に行われるよう、新たな人員配置及び「予算執行管理システム」等を更新した。</p>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究員、研究補助員を戦略的に配置しているか。</li> </ul>		<p>実績：○ 法定業務である国民健康・栄養調査及び食品試験業務など、国の施策推進に関わる研究室等に対して、重点的に研究者及び技術補助員を配置した。</p>			<p>（その他の意見）</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究資金等の配分が、課題の優先付け、進捗状況等に応じて適切に行われているか。</li> </ul>		<p>実績：○ 研究企画委員会において各研究部/研究室における調査研究・業務の進捗状況を定期的に把握・評価し、それらの結果を予算及び人員配置に反映させた。</p>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究を積極的に実施しているか。</li> </ul>		<p>実績：○ 平成24年度においては民間企業等との7件の共同研究や2件の受託研究等を通じて、意見交換や学会発表を行い、積極的な連携に引き続き取り組んだ。</p>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同利用促進のためにどのような取り組みを行っているか。</li> </ul>		<p>実績：○ 当研究所のヒューマンカロリメーターについて、大学及び企業との共同研究、共同利用を行った。</p>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備を有効に研究に活用しているか。</li> </ul>		<p>実績：○ 施設・設備の有効な活用に引き続き努める。</p>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所が有する知的財産や情報等を活用した共同研究が活発に行われているか。</li> </ul>		<p>実績：○ 当研究所が有する知的財産権等を活用して、国民健康・栄養調査、民間等との共同研究及び受託研究を積極的に実施した。</p>					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績
<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務については、「健康日本21」、都道府県健康増進計画等の政策ニーズに適時対応して、迅速かつ効率的に集計を行うこと。また、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの活用等により効率化を図る。</p> <p>イ 健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去した食品の試験業務を的確に実施すること。対応可能な試験（収去試験を含む。）について積極的に民間の登録試験機関の活用が図られるよう、検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むこと。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の集計事務については、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行う。具体的には、当該年度の集計事務を調査票のすべてを受理してから7ヶ月を目途（ただし、調査項目に大幅な変更が生じない場合に限る）に行う。 また、外部委託、高度集計・解析システムの活用等により、効率的な集計を行うことにより、経費の削減を図る。 さらに、都道府県等が行う健康・栄養調査に対する支援を含めて関連する技術的な事項について、研究所がより積極的に対応する。</p> <p>イ 健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去した食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。 上記の試験並びに特別用途食品の許可に係る試験業務について、分析技術の確立した試験については、登録試験機関間における検査の精度管理に努める。 また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の規格化及び当該食品成分の標準品の開発の実現を図る。さらに栄養表示基準における栄養成分について、分析手法の改良を行う。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 健康・栄養調査の効率的実施 国民健康・栄養調査の集計業務については、引き続き、正確かつ効率的な集計を通して、結果発表までの期間の迅速化を図る。また、データ収集に携わる行政の担当者等に対して、技術講習、情報提供、研修教材等の提供、標準的な調査ツールの提供などを通じて、積極的な技術支援を行う。さらに、健康・栄養調査の効率化を目指した専用ソフト（名称：食事しらべ）をアップデートして自治体へ配布し、調査の全体の効率化も目指す。</p> <p>イ 特別用途食品及び収去食品等の分析 ①消費者庁の特別用途表示の許可等に関わる申請に基づく試験業務を期間内に実施するとともに、そのヒアリングに適切に対応する。 ②健康増進法第27条第5項の規定により収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の分析業務を、期間内に実施する。 ③栄養表示基準における栄養成分の分析法について、より適切な分析手法の検討を行う。また、試験検査機器の有効利用及び整備の充実を図る。 ④登録試験機関間の分析精度管理体制を確立するための組織を構築する。 ⑤分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分について、標準品の開発を行なう。</p>	<p>24年度業務実績</p> <p>①平成23年調査の集計では(合計159表)、集計・作表プログラムを各個別表に対応したものをそれぞれ作成することとし、これに研究室スタッフ全員で取り組んだ。これにより集計の仕様変更指示等にも迅速・確実に対応できる体制とした。 ②平成24年拡大調査(例年の3倍規模)に適切に対応するため、自治体での対応を含めて考慮し、調査内容の整理の提言、調査員の増大に対応するための栄養調査技術講習の組織化などの取り組みを、本省と協議、実施した。「栄養摂取状況調査マニュアル」(本省発行)のコンテンツにつき作成協力を行い、各自治体調査責任者に対する技術講習(本省主催)を各地で計4回(各回1日間、8月下旬～9月)行った。入力ソフトのマニュアルを電子媒体版(パワーポイントスライド、および操作説明書PDF)を作成し、入力ソフトとともに栄養HP経由でダウンロードにより配布した。 ③10万枚を超える帳票処理に対応するため、QRコードを活用した調査票スキャン、調査票PDF管理システムを開発し、短期スタッフを集中的に雇用することで、475調査地区の調査票を整理、電子データ化の迅速化が可能となった。 栄養調査結果の標準化は、一定のクオリティによる抽出世帯について適切に実施されているかをチェックした。</p> <p>①消費者庁の特別用途表示の許可等に関わる申請に基づく試験業務を期間内に実施した。また、表示許可のヒアリングに適切に対応した(許可試験、9件; ヒアリング、3回; 調査会・部会、8回、専門家会合、1回)。 ②収去試験の依頼はなかった。 ③栄養表示基準における栄養成分の分析法については、消費者庁からの受託事業として、栄養表示のためのビタミンK及びモリブデン分析法の構築を検討すると共に、室間共同試験を行った。 ④消費者庁からの受託事業として、一般栄養成分(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)の試験用食品を用いて登録試験機関の外部精度管理試験を実施した。その結果、一般栄養成分に関しては、各登録試験機関の分析精度は適正であることを確認した。上記の試験用食品は、登録試験機関間で成分値について同意が得られたことから、一般栄養成分の標準品となる。 ⑤分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等について、標準品の開発方法を検討した。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1-2(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置】	自己評価	S	評 定	A
		健康増進法に基づき厚生労働省が実施する国民健康・栄養調査や消費者庁が所管の特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務を適切かつ遅滞なく実施するとともに、調査や分析の精度管理及び精度向上にも努め、行政施策の遂行に著しく寄与した。		(委員会としての評定理由) 健康増進法に基づく国民健康・栄養調査や特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務を適切かつ遅滞なく実施し、分析業務の精度管理および精度向上に努めたことは消費者への正しい情報の提供、食品の安心・安全の確保に繋がった点で評価できる。	
【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康・栄養調査の集計について、すべての調査票の受理後、7ヶ月以内に集計を完了し、厚生労働省へ提出しているか。</li> <li>特別用途食品試験について、分析技術が確立している食品成分においては、すべての検体において受理から回答までを2ヶ月以内に行う。</li> </ul>	調査票の受理後7か月以内で集計を完了させた。	特別用途食品申請食9品目（特定保健用食品9品目）の分析を2か月以内に遅滞なく行った。	(各委員の評定理由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画に則って高い水準で実施されたと判断する。</li> <li>全てが計画を大きく上回っている。</li> <li>健康増進法に十分対応されている。</li> <li>拡大調査は意義深い。有効活用していただきたい。</li> <li>計画に基づく業務を確実に示した。</li> <li>健康増進法に基づく業務に関する事項は、研究所にとって最も重要な業務の一つであり、国民健康・栄養調査の迅速かつ効率的な集計などにおいては、中期目標を上回る実績を上げている。</li> <li>行政の求める調査、分析試験などの適切かつ迅速な実施に向けた取り組みは、各々について、具体の改善程度が明らかであり、評価できる。</li> </ul>
【評価の視点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康増進施策の立案や評価に耐えうる信頼性の高い集計業務を実施しているか。</li> <li>中期計画で示された期間、予算の範囲内で業務を遂行しているか。</li> <li>調査の標準化や精度管理ならびに集計技術の高度化に配慮した取り組みが行われているか。</li> <li>国民健康・栄養調査で得られた集計結果を客観的に分析し、健康増進施策に活用するための積極的な技術支援を行っているか。</li> <li>収去試験等の分析は適切に行われているか。</li> <li>研究所内における分析研修や登録試験機関間の意見交換会を行っているか。</li> <li>消費者庁における分析ヒアリングや申請者に対する分析方法の指導は適切に行われているか。</li> </ul>	実績：○ 国民健康・栄養調査の調査結果は幅広く利用されることから、効率的かつ信頼性の高い調査の実施及び集計・分析に努めている。とくに、調査の精度向上及び標準化を目的として、地方自治体の管理栄養士等を対象とする技術研修セミナーを全国で4回開催したほか、「食事しらべ（2012年版）」を作成した。	実績：○ 健康・栄養調査システム「食事しらべ（2012年版）」の活用により効率的に時間の短縮と経費の縮減に貢献している。	(その他の意見)	
		実績：○ これまでの国民健康・栄養調査で培ってきた集計技術を蓄積するとともに、各自治体における集計業務が的確に実施できる専用ソフト「食事しらべ」をさらに栄養摂取状況調査の精度向上及び標準化を図るなど、調査技術のさらなる発展・高度化に取り組んでいる。	実績：○ 全国4カ所の技術研修セミナー開催等を通じて、地方自治体の管理栄養士等に対して、調査の企画や結果活用等のための技術支援を行った。		
		実績：○ 特別用途食品等の表示許可申請のあった食品について、適切かつ2か月以内に試験・分析等を行った。	実績：○ 登録試験機関と連携して試験用食品を用いた外部精度管理を実施し、一般成分に関しては、各登録試験機関の分析精度は適正であることを確認した。また、公定法が定められていない微量栄養成分の分析方法の標準化を目的とし、登録試験機関間の室間共同試験を実施した。		
		実績：○ 消費者庁におけるヒアリングに出席（3日/年）するとともに、内閣府食品安全委員会・新開発食品調査会の委員等として審査に参画（調査会・部会・専門家会合：計9回/年）した。また、申請者に対しても適切に指導を行っている。			

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標		中期計画		24年度計画		24年度業務実績	
<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項</p> <p>ア 関連機関等と定期的な情報交換の場を設け、社会的・行政ニーズを把握すること。</p> <p>イ ホームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。</p>		<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等から直接的に研究所に対する要望等を伺う機会を年6回程度設け、社会的ニーズを把握する。さらに、業務関連行政部局との間で、定期的な情報及び意見等を交換する場を設け、行政ニーズを把握する。 また、国、地方自治体、国際機関等より、専門的な立場からの技術的な協力、指導等の求めには積極的に応じて研究員を派遣し、研究所における調査及び研究の成果が適切に施策等に反映できるよう努める。</p> <p>イ 研究所に対する意見、要望等をホームページやセミナー等の参加者を通じて把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。</p>		<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 社会的・行政ニーズの把握 ①社会的ニーズを把握するため、健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年6回程度実施し、連携を強化する。とくに、当研究所は国民生活に密着した分野を対象としており、国民に研究成果を還元することが重要であることから、第一線で活躍している管理栄養士等から、具体的なニーズ等の把握に努める。 ②行政ニーズを適時把握するために、厚生労働省生活習慣病対策室・食品安全部、消費者庁食品表示課、内閣府食育推進担当等と情報・意見交換を1回以上行い、研究・業務等に公正中立な立場で適正に反映させる。 ③国、地方自治体、国際機関等からの技術的な協力依頼に応えるとともに、行政ニーズを把握するため、各種審議会、検討会の専門委員等として職員を積極的に派遣する。</p> <p>イ ホームページを活用した国民ニーズの把握・国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するため、インターネット上のさまざまな仕組みを活用した取り組みを行う。</p>		<p>①健康・栄養に関連する関係団体等との意見交換会を戦略的に以下のとおり計6回実施し、従来から協力関係にある団体等（職能団体、大学、研究機関）との情報交換及び連携を継続した。これらは社会的ニーズを把握し、今後の研究の方向性を検討することに役立っている。</p> <p>1) 公益社団法人日本栄養士会（平成24.12.7） 2) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所（平成24.12.20） 3) 国立保健医療科学院（平成25.1.8） 4) 独立行政法人国民生活センター（平成25.1.28） 5) 独立行政法人国立国際医療研究センター（平成25.2.26） 6) 特定非営利活動法人国際生命科学研究機構（ILSI Japan）（平成25.2.27）</p> <p>②消費者庁食品表示課、厚生労働省医薬食品局食品安全部、同健康局がん対策・健康増進課、内閣府食育推進室との間で、実務者レベルでの情報及び意見交換会を行い、行政ニーズに対応した連携体制を整えるとともに、平成25年度計画に反映させた。</p> <p>③「日本学術会議」、「厚生科学審議会」、「薬事・食品衛生審議会」、「国民健康・栄養調査企画解析検討会」、「管理栄養士国家試験委員会」、「運動基準・運動指針の改定に関する検討会」、「『総合医療』のあり方に関する検討会」、「内閣府食品安全委員会」など、国の審議会、検討会等の委員として職員を派遣し、行政上の重要課題に対応したほか、「東京都食品安全情報評価委員会」など、地方自治体等や国際機関へ職員を派遣し、技術的な支援・協力を行った。 また、独立行政法人国民生活センターについては、平成20年3月に取り交わした連携協定書に基づき、国民の消費生活における安全・安心を確保するため、ひきつづき情報の共有や技術協力等を推進している。</p> <p>・国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するための取り組みを進めた。具体的には、ホームページのデザインを変更して閲覧しやすくし、ホームページ上からの質問を受けやすいものとした。外部から出された質問と回答については、まとめて月1回所内メールで連絡し、国民から求められているニーズを共有した。</p>	
評価の視点等	【評価項目 第1-2 (2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	A		
【数値目標】	<p>・健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年6回程度設け、連携を強化する。</p> <p>・関係機関等との情報及び意見交換は、年6回程度積極的に実施されているか。</p> <p>・行政部局との意見及び情報交換は、年1回以上適正に実施されているか。</p>	<p>関係団体、行政機関との意見交換会の開催、国や地方自治体等の審議会等における技術的支援・協力などを通じて、国民や行政ニーズを把握するとともに、それらを業務に反映させるよう努めた。</p> <p>平成24年度は6団体等との意見交換会を行ったほか、連携大学院について講師を派遣するなど積極的に連携を行った。</p> <p>関係する6団体等との意見交換会において、今後の連携のあり方や連携の具体的な内容・方策等について検討した。</p> <p>当研究所の業務を所管する厚生労働省や消費者庁を含む内閣府の担当官と実務者レベルでの意見交換会を開催し、当面の課題や行政ニーズへの対応について協議した。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>社会的・行政ニーズへの対応については、関係団体、行政機関との意見交換の開催、国や地方自治体等の審議会への技術的支援、協力等を行い国民や行政ニーズの把握に努め、それらを研究業務に反映させる取り組みは計画通り実施されていると評価する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>・計画に従って、実施されている。 ・計画の範囲であると思われる。 ・具体的なニーズと対応例を示してほしい。 ・適切な対応がなされた ・年度計画を順調に実施し、成果を上げている。 ・社会的・行政ニーズへの対応のために、関係団体との意見交換会や消費者庁および厚生労働省等との情報・意見交換を行うなど、中期目標通りの活動であるといえる。</p> <p>(その他の意見)</p>			
【評価の視点】	<p>・国、地方自治体、国際機関等への技術的な協力、研究者の派遣等は積極的に実施されているか。</p> <p>・社会・行政からのニーズを把握し、研究・業務等にどのように反映しているか。</p>	<p>実績：○ 職員が国の各種審議会、検討会等の委員として参加し、行政上重要な課題について技術的な協力を行うとともに、地方自治体やWHO/FAO等の委員会へも参画した。</p> <p>実績：○ 一般公開セミナー等の参加者へのアンケート調査や当研究所ホームページを通じて国民の意見、要望を聴取し、その内容を職員が共有するなどにより、業務の改善につながるよう努めた。(再掲)</p>					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績
<p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項</p> <p>ア 国際協力の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化し、特にWHO研究協力センターとして指定を受けて、アジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たすこと。</p> <p>イ 産学連携の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、産学連携推進機能の強化により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指すこと。</p>	<p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究において中心的な役割を果たすとともに、国際協力の対外的業務について政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化する。特にWHO研究協力センター（現在申請中）の機能として、WHO西太平洋地域における栄養調査の実施ならびに食事摂取基準や運動ガイドラインの策定等の技術支援を行う。</p> <p>また、研究者養成及び共同研究の促進を図るため、「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供するとともに、アジア地域の研究者を交えたシンポジウムの開催等を行い、アジア地域における栄養学研究基盤の強化に寄与する。</p> <p>イ 政府関係部局との連携を強め、民間企業、大学等の複合的な連携を強化する。</p> <p>これにより、研究所の研究成果と社会ニーズの橋渡し、新たな展開・応用を図るとともに、知的財産の獲得を積極的に行う。</p> <p>また、調査及び研究の成果については、それらが知的財産につながるかどうかのスクリーニングを行い、中期目標期間内に20件以上の特許等の出願を行う。</p> <p>取得した特許権の実施を図るため、特許権情報のデータベースをホームページ上に公開する。</p>	<p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア アジア地域における学術的ネットワークの構築</p> <p>①WHO研究協力センター（申請中）としての体制を整え、アジア・太平洋諸国における栄養、身体活動分野での調査・研究ニーズの把握に努める。その一環として、WHO等との協力関係を強化し、関連する国際会議に研究員を派遣する。</p> <p>②アジア諸国との間で、栄養学研究の発展につながる共同研究及び人材育成を積極的に行う。研究交流を推進する観点から、国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業を活用し、年間2名の若手研究者を受け入れる。また、フォローアップ共同研究助成事業により、これまで受け入れた研修生との共同研究や情報提供などを引き続き推進する。</p> <p>③GEMS/Food プログラム協力機関として、国民健康・栄養調査の結果等、わが国の食事調査データの発信に努める。</p> <p>④アジア諸国における栄養士制度・栄養士養成の現状について調査・検討を行う。</p> <p>⑤当研究所の研究成果、わが国の栄養、運動施策上の重要なガイドライン（食事摂取基準、エクササイズガイド等）について、英語版ホームページ上で情報発信するとともに、データ提供等の支援を行い、海外からのニーズに的確かつタイムリーに応える。</p> <p>イ 産学連携等による研究成果等の社会還元</p> <p>・研究所内関連部署との協力を図りつつ産学連携を推進し、生物統計の手法を用いた研究成果等の社会還元に貢献する。具体的には、大学又は民間企業等との連携により、各研究部・センターの協力を得ながら、大豆及びその成分、葉酸及びビタミンB、抗酸化サプリメント等の生活習慣病予防効果をシステムティックレビューまたはメタアナリシスによる評価を行い、特定保健用食品（疾病リスク低減表示）の探索を試み、研究成果の社会への還元を目指す。また、産学連携による共同研究として、大豆たん白質や茶カテキンを関与成分とする特定保健用食品等による生活習慣病やメタボリックシンドローム等の予防効果を検証する臨床試験等の企画立案・実施・統計的解析を行い、特定保健用食品等の展開・応用を図り、研究成果等の社会還元を努める。</p> <p>・知的財産権取得に適した研究について、その成果の学会及び論文発表の前に掘り起こしを行い、戦略性を持って年間4件程度の特許等の出願を行</p>	<p>①WHO 指定研究協力センターの正式申請後、WHO 本部における審査段階に到達した。現在、審査の過程で出された課題についてWHO 西太平洋事務局栄養担当官と具体的な協議を進めている。</p> <p>②「若手外国人研究者招へい事業」として研修生1名（インドネシア）を3か月間受け入れた。また、フォローアップ共同研究事業（1件）により、平成22年度に受け入れた招へい研究者（マレーシア）との共同研究を実施した。また、海外からの視察訪問（5件）・研修（2件）を受け入れた。</p> <p>③WHO の GEMS/Food プログラム協力機関として、要請に応じて、国民健康・栄養調査の結果等を集計して、わが国の食事調査データを提供した。</p> <p>④アジア諸国における栄養士制度・栄養士養成の検討の一環として、ベトナムにおける栄養士養成のあり方と今後の課題について、ベトナム国立栄養研究所からの情報収集を継続している。</p> <p>⑤研究所ニュースレター“Health and Nutrition News”および食事摂取基準（英語版）を英語版ホームページに掲載するなど、当研究所の研究業務成果の海外向けの情報発信に努めた。</p> <p>①大豆イソフラボンのサプリメント摂取による Hot Flash 改善効果について、システムティックレビューおよびメタアナリシスによる評価を行い、研究成果を論文として発表した。また国際共同研究として、中国における大豆たん白質の脂質改善効果を検証する臨床試験の企画立案・実施・統計的解析を行った。さらに、ビタミンE等抗酸化サプリメントによるがん予防効果、ビタミンK等と骨健康指標（骨折、骨密度、骨代謝マーカー）の関連、大豆及びその成分と健康指標の関連について、引き続きシステムティックレビュー・メタアナリシスによる評価を行っている。</p> <p>②生菓の抗酸化能、野菜・果物の ORAC 値についての共同研究成果を論文として発表した。</p> <p>③茶カテキンを関与成分とする特定保健用食品等による生活習慣病等の予防効果を検証する臨床試験の企画立案を行った。</p> <p>④審査中の特許1件について、費用対効果を考慮し、審査の継続を取りやめた。また、プログラム等創作1件について所内審査を行い、共同開発者と申請について調整を行った。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

		う。また、当研究所の特許等に関する情報を、ホームページ上に公開し、民間企業等へ積極的に技術の紹介を行う。	
評価の視点等	【評価項目 第1-2(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置】	自己評価	評 定
		A	B
		アジア諸国との研究ネットワーク構築、若手研究者の受け入れ、英語版ホームページを通じた情報提供など、国際協力および産学官連携による共同研究や研究者の交流等を通じた社会還元を努めた。 平成24年度は、WHO 指定研究協力センター設置に向けて WHO 西太平洋事務局栄養担当官と具体的な協議を行ったのはじめ、研究者受け入れ、シンポジウム開催などの国際協力を一層推進するとともに、民間企業及び他の研究機関との産学連携による共同研究も引き続き推進した。	(委員会としての評定理由) 国際協力、産学連携等対外的な業務については、アジアにおける国際協力、海外からの若手研究者の受入等、国際協力を推進し、産学官連携による共同研究等を積極的に取り組んでいるが、計画通りである。  (各委員の評定理由) ・計画に則って、適切に行われている。 ・特に大きな活動ではない。普通の活動である。 ・国際協力が進んでいる。 ・国内唯一の栄養関連研究所としては、もう少し国際交流の人数が多くて良いのでは？という印象。 ・アジア地域でのネットワーク構築などの国際協力活動は順調に実施されている。 ・研究成果などの社会還元に関しては、数値目標を掲げた特許出願が未達である。 ・少人数体制のもとで、国際協力、産学連携等の対外的な業務についても精力的に取り組んでいることを認める。 ・この分野活動は中期目標を概ね達成している。
【数値目標】	・「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供し、途上国の健康・栄養問題解決に貢献する。	若手研究者1名（インドネシア）を受け入れるとともに、フォローアップ共同研究事業についても、過去のマレーシアの招へい事業研究者1名と共同研究を推進した。	
・アジア地域の研究機関との交流・連携・支援を年2回以上積極的に実施しているか。		アジア諸国、特にベトナム国立栄養研究所等にて栄養士養成のあり方と今後の課題について情報収集・意見交換を実施した。また、ベトナム、シンガポール、台湾からの訪問視察受け入れなど、アジア地域の研究者との連携・交流を深めた。	
・中期目標期間内に、特許等の出願を年間約4件程度行う		平成24年度は、創作1件について、著作権共同登録のための調整を行った。	
【評価の視点】	・若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。	実績：○ アジア地域からの若手研究者の受け入れをはじめ、流動研究員制度や連携大学院制度を活用した若手研究者の育成を図った。また、WHO など海外の研究機関との連携の構築を図った。	(その他の意見)
・海外に向けての情報発信は、タイムリーに適切に行われているか。		実績：○ 英語版ホームページ等を通じて、わが国の食事摂取基準など運動や栄養に関するガイドライン等の情報提供に努めるとともに、WHO の GEMS/Food Collaborating Institutions として食品摂取量に関するデータを提出するなど海外への情報発信・共有に努めた。	
・研究成果が、知的財産の獲得や社会への還元、国民の健康の保持増進にどのように結びついているか。		実績：○ 大学又は民間企業等との産学連携による共同研究や研究者の派遣、受入れ等を通じて研究成果の社会還元が図られるよう努めた。その一環として、大豆及びその成分等の生活習慣病予防効果について生物統計学的手法による総合評価を行った。また、JAXA（宇宙航空研究開発機構）等との共同研究も引き続き推進した。	
・特許の出願及び再申請などは、戦略性をもって実施されているか。		実績：○ 特許等の出願にあたっては、知的財産権の確保及びその実用化の観点から、実用可能性や費用対効果を勘案しつつ行い、審査中の特許1件について、審査の継続を取りやめた。	
・知的財産の取得・開示のために、各種情報発信を行っているか。		実績：○ 特許等の取得及び出願状況をはじめ、当研究所の知的財産に関する情報を当研究所ホームページ及びヒューマンサイエンス振興財団等を通じて企業等へ積極的に公開、情報発信を行った。	



国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標		中期計画		24年度計画		24年度業務実績	
<p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項</p> <p>栄養情報担当者（以下「NR」という。）認定制度については、既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、第三者機関への業務移管を行うこと。</p>		<p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置</p> <p>栄養情報担当者（以下「NR」という。）認定制度については、既存の資格取得者、資格取得を目指している者及び栄養情報担当者養成講座の取扱い並びに移管に伴う経過措置等について検討し、第三者機関へ業務を移管する。</p>		<p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置</p> <p>①栄養情報担当者（以下「NR」という。）認定制度については、平成24年7月に最後のNR認定試験を実施し、認定登録を行うとともに、NRの移籍手続を順次実施する。 ②また、第三者機関に移管を行うまでの間、有資格者の不利益とならないよう、NRのアドバイザースタッフとしての質を維持向上させるための研修会を実施するとともに、移管に係る情報提供を適切に行う。</p>		<p>①外部有識者の協力を得て、公正にNR認定試験を実施し、平成24年7月に404名が合格者し、累計5,675名となった。 ・NR資格保有者の第三者機関の移籍作業を平成24年4月より開始し、平成24年度は766名が移籍した。 ②第三者機関に移籍を行うまでの間、有資格者の不利益とならないよう、次の事業を実施した。 ・全国6ヶ所において研修会を開催し、健康食品を取り巻く最新の情報やトピックなどNRのスキルアップのための支援を行った。 ・また、日本臨床栄養協会及び日本食品安全協会との協力により、引き続き認定・更新に必要な単位の取得機会を増やした。 ・移籍していない有資格者に対して、移籍に係る情報提供を平成24年12月に行った。</p>	
評価の視点等	【評価項目 第1-2(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評価	A		
		<p>第三者機関に移籍を行うまでの間、有資格者の不利益とならないよう、全国6ヶ所において研修会を開催し、健康食品を取り巻く最新の情報やトピックなどNRのスキルアップのための支援を行った。 また、健康食品に関する的確な情報を国民へ提供できるよう、栄養情報担当者（NR）制度の適正な運用を図るとともに、NRの資質向上にも努めた。</p>		<p>(委員会としての評定理由) NR資格保有者に対し移籍に係る情報提供を適切に行い、資格保有者の移籍作業を開始し、また、移籍していない有資格者に対して移籍に係る情報提供を行ったことは評価できる。</p>			
	【数値目標】 -	-		<p>(各委員の評定理由) ・計画に従い、第三者機関への移管が進行しつつある。 ・普通の活動の範囲であり、計画通りとも考えられるが、実績は計画を上回った。 ・NR養成に長期になる。数のみではなく、どのような役割を担っているのか、という質の評価が必要。 ・栄養情報者（NR）制度は、第三者機関への移管が決まり、研究所の役割は幕を下ろそうとしている。本制度へのこれまでの貢献を評価しつつ、本年度は中期目標通りの活動とする。 ・年度計画は予定通りに実施されている。</p>			
	【評価の視点】 ・平成27年7月のNR制度の移管完了まで、資格既取得者等に対し、移管等に係る情報を適切に提供しているか。 ・年度ごとのNR制度の移管に係る計画を作成し、円滑に移管作業を進めているか。 ・NR制度の移管先である第三者機関の受け入れ態勢に支援、協力を行っているか。	<p>実績：○ 移管にかかる情報提供を適切に行い、NR資格保有者の第三者機関の移籍作業を平成24年4月より開始し、平成24年度は766名が移籍した。また、移籍していない有資格者に対して、移籍に係る情報提供を平成24年12月に行った。</p> <p>実績：○ 平成27年7月のNR制度移管完了までに年度ごとの計画を作成し、移管作業を進めている。</p> <p>実績：○ NR制度の移管先である日本臨床栄養協会と協議を密に行い、既資格取得者等の受け入れ態勢の協力を行ったとともに、新しい教育体制について、日本臨床栄養協会の教育企画認定委員会に参画した。</p>		<p>(その他の意見)</p>			



国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績
<p>3. 情報発信の推進に関する事項</p> <p>(1) 研究所として総合的な情報発信を行うための体制を強化し、対外的な業務の推進を図ること。</p> <p>(2) 研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、研究所報告やニュースレターの刊行及び電子メディアでの配信により公開すること。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等を活用し積極的に行うことにより、その充実を図ること。</p>	<p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 総合的な情報発信を効果的に実施するための内部組織の連携を充実させ、対外的な業務の推進を図るための組織整備を行う。</p> <p>(2) ホームページによって研究所の活動状況を積極的に発信し、利用対象者を考慮した掲載内容の充実に努める。ホームページアクセス件数は、中期目標期間中、毎年300万件程度を維持させる。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、毎年度1回研究報告としてとりまとめるとともに、最新の研究成果やトピックス等を紹介したニュースレターを年4回刊行する。 また、これらについては、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等の充実を図り、積極的に活用を行う。</p>	<p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 総合的な情報発信及び対外的な業務の推進 ・外部に情報発信している複数のページについて、閲覧対象者ならびに研究所内の業務を考慮した見直しを行う。また、そのための委員会等の活動を充実させる。</p> <p>(2) ホームページによる活動状況の配信 ・当研究所の活動内容・成果等をホームページやメールニュースを介して引き続き積極的に配信する。またホームページの掲載内容を整理しつつ、最新情報の追加更新に努める。</p> <p>(3) 研究・業務実績の情報提供 ・研究所の活動及び研究業績については、ホームページを介して迅速に情報提供するとともに、年1回研究報告としてまとめて刊行する。トピック的な内容については『健康・栄養ニュース』を年4回(季刊)刊行し、その電子媒体による配信により情報提供する。</p> <p>(4) ホームページ等を活用した積極的な情報開示 ・ホームページ等を活用して、研究所の諸規程、その他の必要な情報開示を積極的に行う。</p>	<p>・外部に発信している複数の情報ページに関して、研究所としての効果的な情報発信のあり方について委員会等で議論した。その結果を踏まえて、本年度はホームページを新しいデザインに変更した。</p> <p>・当研究所の各部の活動内容・成果等をホームページ等で積極的に配信した。また栄養・食品や栄養に関して出された国内外の最新の論文情報をホームページに追加・更新した。</p> <p>・研究所の活動及び研究業績について、ホームページを介して迅速に情報提供し、年1回の研究報告にまとめて刊行した。また、『健康・栄養ニュース』を年4回(季刊)刊行し、それを電子媒体により配信した。</p> <p>・ホームページ等を活用して、研究所の諸規程、その他の必要な情報開示を行った。</p>

評価の視点等	【評価項目 第1-3 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置】	自己評価	S	評価	S
		<p>ホームページやニュースレター「健康・栄養ニュース」等を通じて、当研究所の研究成果や健康・栄養・食品に関する情報を迅速かつ積極的に発信し、目標を大幅に上回るアクセス件数を得るなど、国民の健康の維持・増進に寄与した。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 研究所の主要な機能の一つである研究成果、関連情報などの発信について、多様な媒体を通して積極的に実施し、目標値を大きく上回る反応も得られており、高く評価できる。</p>	
	<p>【数値目標】</p> <p>・ホームページへの年間アクセス数を300万件、最新情報によるホームページの更新を年間3000件以上とする。健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧件数として一日8000件以上を維持する。</p>	<p>研究所全体のホームページへの年間アクセス数は約690万件、最新栄養ニュースへの登録数は4,800件であった。また健康食品の安全性・有効性情報データベースのみとしてのアクセス件数は一日平均14,000件であった。</p>		<p>(各委員の評定理由) ・計画に従い、適切に実施されている。 ・HPの利用者も増加しており、評価できる。 ・目標に対し大きく上回ったようだが、新規の活動等はないのでA評価。 ・アクセス数が年間700万件と非常に増加しており、十分な情報発信ができています。 ・HPは充実している。プロセスのみでなく、アウトカムの評価もほしい。 ・部門による相違があることに留意すべき。 ・国民のニーズに添った多様な情報を発信している。毎日発信していることが評価できる。</p>	
	<p>【評価の視点】</p> <p>・研究成果等の情報はタイムリーに発信されているか。</p>	<p>実績：○ 研究成果等についてはマンスリーレポートとして毎月公開しているほか、研究報告を年1回刊行、「健康・栄養ニュース」を年4回発行するとともに、ホームページ上で公開するなど、研究成果のタイムリーな発信に努めた。</p>		<p>・研究所の主要な機能の一つである研究成果、関連情報などの発信について、多様な媒体を通して積極的に実施され、目標値を大きく超える反応も得られており、高く評価できる。</p>	
	<p>・内容をわかりやすく充実したものにする取組に工夫は見られるか。</p>	<p>実績：○ ホームページ及び「健康・栄養ニュース」については、一層わかり易いものとなるよう、トップページを含め、全体的に内容を更新・充実した。</p>		<p>・情報発信に関し、発信量ならびに発信内容が秀逸で、中期目標を上回るものであることを認める。とりわけソーシャルネットワーキングサイトによる情報発信効果が期待されることである。</p>	
	<p>・発信される情報のコンテンツの評価は行われているか、また更新頻度はどの程度か。</p>	<p>実績：○ 情報管理委員会により、随時内容の評価及び見直しを行った。</p>		<p>(その他の意見)</p>	
	<p>・諸規程等研究所運営に関する情報は、遅滞なく開示が行われているか。</p>	<p>実績：○ 当研究所の運営等に関する諸規程、職員公募情報などについて、ホームページ上で迅速かつ積極的に公開した。</p>			

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績												
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡を密にし、内部統制を強化すること。</p> <p>(2) 研究企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、研究業務の包括的、計画的な実施を進めること。</p> <p>(3) 業務の確実な実施のため、各研究・業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、内部統制を強化する。 また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。</p> <p>(2) 研究部門間での連携を強め、異なる研究分野からの情報や研究手法を積極的に利用して戦略的な事業の立案・実施を図る。</p> <p>(3) 調査及び研究業務の効率的かつ確実な推進を図るため、所内報告会等により各業務の進捗状況を把握し、適切な評価を行い、その結果を計画的・効率的な業務の遂行に反映させる。 また、所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理等の効率化を図る。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 効率的な組織運営のための内部統制の強化</p> <p>①研究所の意思決定と運営を機動的にかつ効率的に行うことができるよう、以下の常設の会議及び委員会を定期的にまたは必要に応じて開催し、研究業務の円滑な推進を図る。 ・幹部会議 ・運営会議 ・研究企画委員会 ・研究倫理審査委員会 ・利益相反（COI）委員会 ・所内セミナー</p> <p>②研究業務遂行における内部統制の強化を図るため、会計監査役員による定期的監査及び理事長による各研究部・研究室、センターに所属する研究員に対する研究状況に関するヒアリングを行う。</p> <p>③研究所内の情報共有と伝達を強化するため、上記会議・委員会の内容及び必要な情報等につき速やかに所内LANにより研究所各員に周知を図る。</p> <p>④研究所における危機管理体制の強化を図るため、理事長より各研究員に至る緊急の連絡体制を整え、年1回以上、訓練を行いその機動の確認を行う。</p> <p>(2) 研究の企画及び評価機能の強化</p> <p>①研究部門間での連携を強め、戦略的な事業の立案・実施に役立てるとともに国内外の最新の研究成果を知ることができるよう、研究所セミナーを毎月1回以上開催する。</p> <p>②研究企画委員会を定期的に開催し、研究部門間の相互の意思疎通を図るとともに戦略的な事業の立案、推進に役立てる。</p> <p>(3) 円滑な組織運営のための業務の進捗管理及び評価</p> <p>①各研究室における研究及び業務については、各研究部長及びセンター長が研究企画委員会或いは運営会議で必要な報告を行う。</p> <p>②各研究部、センター及び研究室の研究・業務の進行状況等については年1回または2回、所内公開の報告会を行いその成果について評価を行う。</p> <p>③各研究・業務に関する内部進行管理を強化するため、理事長による各研究部・センター及び研究室の研究員に対するヒアリングを年1回以上行う。</p> <p>④所内LANの活用により、業務の進捗状況管理を行うとともに、各研究部・センター間、事務部門との情報の共有を促進する。</p>	<p>24年度業務実績</p> <p>①効率的な組織運営を行うため、以下の委員会の役割を明確にし、定期的にまたは必要に応じて臨時に開催し、研究所業務の円滑な推進を図った。</p> <table border="0"> <tr><td>幹部会議</td><td>51回</td></tr> <tr><td>運営会議</td><td>17回</td></tr> <tr><td>研究企画委員会</td><td>3回</td></tr> <tr><td>研究倫理審査委員会</td><td>3回</td></tr> <tr><td>利益相反（COI）委員会</td><td>1回</td></tr> <tr><td>所内セミナー</td><td>33回</td></tr> </table> <p>②内部統制の強化及び研究所内の情報伝達をより円滑に行うため、各研究部／センターへの研究進捗状況の聴取、意見交換を行った。</p> <p>③研究所内の情報共有機能の強化を目指して、上記会議・委員会の内容及び必要な情報等を速やかに所内LANによって研究所各員に提供した。</p> <p>④危機管理体制の強化を図るため、理事長より各研究員に至る緊急の連絡体制を整え、訓練を行いその機動確認を行った。</p> <p>①研究部門間での連携を強め、事業の立案・実施に役立てるとともに国内外の最新の研究成果等を知る機会を持てるよう、研究セミナーを毎月1回以上開催し、24年度では総計33回行った。</p> <p>②研究部門間の相互の意思疎通を図るとともに、事業の立案、推進に役立てるため、研究企画委員会を3回開催した。</p> <p>①各研究部の調査・研究の進捗状況等については研究企画委員会等で研究部長から報告が行われた。</p> <p>②研究状況については、特に研究部／センター長による中間報告及び最終報告会が行われ、さらに室長による報告会も所内公開で1回開催され、評価が行われた。</p> <p>③各研究・業務に関する内部進行管理を強化するため、理事長による各研究部の研究状況に対するヒアリングが行われた。</p> <p>④所内LANの活用により、業務の進捗状況管理を行うとともに、各研究部・センター間、事務部門との情報の共有に努めた。</p>	幹部会議	51回	運営会議	17回	研究企画委員会	3回	研究倫理審査委員会	3回	利益相反（COI）委員会	1回	所内セミナー	33回
幹部会議	51回														
運営会議	17回														
研究企画委員会	3回														
研究倫理審査委員会	3回														
利益相反（COI）委員会	1回														
所内セミナー	33回														

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績
<p>(4) 法人運営に関して透明性を確保するとともに、国民に向けての説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。</p> <p>(5) 外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。</p>	<p>(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、積極的な情報公開を行う。</p> <p>(5) 研究所の経営基盤の安定化のため、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。</p>	<p>(4) 情報公開による透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、文書を適正に管理するとともに、適正な情報公開を行う。</li> </ul> <p>(5) 積極的な外部資金の獲得及び資源の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争的研究資金や受託研究など外部資金の積極的獲得に取り組むとともに経費の節減や研究所が所有する設備等の有効利用を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年10月に施行された「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」等に基づき、重点調査研究、基盤研究等の研究成果をはじめ、中期計画、諸規程等の情報を研究所ホームページで随時公開した。</li> <li>・また、研究所ホームページ上での法人ファイル管理簿等の公開を行った。</li> <li>・情報公開については、情報公開窓口（事務部庶務課庶務係）を設置し受け付けているが、平成24年度の開示請求はなかった。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的ニーズに対応した質の高い研究を行うとともに経営基盤の安定化のため、競争的研究資金や受託研究など外部資金の獲得に積極的に取り組んだ。</li> <li>・また、研究所の所有する設備等（運動実験施設：プール、運動フロア、各種運動機器、ヒューマンカロリーメーター、骨密度測定装置等）について、共同研究、受託研究等を通じた外部利用を促進し、有効利用を図った。</li> </ul>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

評価の視点等	【評価項目 第2-1 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	A
		<p>運営会議や各種委員会等を通じて役員、研究部門、事務部門の連絡調整や情報共有を図るとともに、「予算執行管理システム」を更新し、効率的な業務進行管理に努めた。</p>		<p>（委員会としての評定理由） 運営会議や各種委員会の開催により、役員、研究部門および事務部門の執行体制の強化、情報共有を図る等、計画に沿った実績であると評価する。</p>	
【数値目標】		-			
【評価の視点】		実績：○			
・役員、研究部門及び事務部門の間の連絡調整、執行体制は十分に強化されているか。		<p>運営会議、研究企画委員会等を頻回に開催するなどにより、役員、研究部門及び事務部門の連絡調整及び執行体制の強化に努めた。</p>			<p>（各委員の評定理由） ・適切に実施されている。 ・多くの業務は普通の範囲である。ただ、システムの改善の努力は評価する。 ・運営体制が強化されている。</p>
・研究所運営に関わる情報の共有化は十分に図られているか。		実績：○			<p>・研究進捗を把握するシステムは重要である。 ・各部からのマンスリーレポートは効果的であり、栄養に特化した研究所ならではの強みである。</p>
・内部進行管理及び評価は適切に行われているか。		実績：○			<p>・運営体制の改善に関し、中期目標を概ね達成している。 ・改善努力を行っていることは分かるが、その結果、組織の活性化や透明化にどう貢献したか、その実績も合わせて示してほしい。</p>
・業務進行管理のための体制が整っているか。		実績：○			<p>・効率的な管理運営体制により妥当に運営されている。</p>
・適切な情報公開が行われているか。		実績：○			<p>（その他の意見）</p>
・設備の有効活用が図られているか。		実績：○			
【通知別添】		実績：○			
・業務改善の取組を適切に講じているか。		<p>週一回の幹部会議、月1回の運営会議や研究企画委員会に加え、イントラネット等を通じた情報共有に努めており、これらを通じて業務改善の取り組みを行っている。</p>			
・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		実績：○			
【政・独委評価の視点等】		実績：○			
5 内部統制		実績：○			
・内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）は適切に構築・運用されているか。		<p>所内に設置したCOI委員会（外部委員含む）において、研究所内における利益相反について、審議を行い、透明性を確保するとともに、入札にあたっては、契約監視委員会において、審議を行っている。また、研究費等について透明性確保に努めるとともに毎月監事による月次監査を行った。</p>			
8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価		実績：○			
・役職員は法人の業務改善のためにイニシアティブを発揮しているか。その具体的な取組はどのようなものか。		<p>毎週開催する幹部会議、月1回の運営会議、研究企画委員会等において研究所の課題を明確にし、必要な指示を行うとともに毎年各研究部／センターと個別のヒアリングを行い、具体的な課題を示している。</p>			
・国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。		<p>なお、嘱託ポストや非人件費ポストなるものは存在していない。</p>			
・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標		中期計画		24年度計画		24年度業務実績	
<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項</p> <p>(1) 業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。</p> <p>(2) 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除して研究の効率化を目指すとともに、他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、連携・交流を強化することにより組織・研究の活性化を図ること。</p>		<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点化する調査研究及び法定業務に関して、業務量や集中的に遂行すべき時期等を勘案しながら研究及び業務チームを組織する。非公務員型の利点を生かして柔軟に組織の見直し・改編を行うこととし、研究所の組織や研究内容を国民により分かりやすくするため、従来のプログラム、プロジェクト体制を研究部、研究室に改組する。また、組織の見直し・改編後、毎年、その効果を検証するとともに検証結果を公表する。</p> <p>(2) 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除して研究の効率化を図る。他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、研究員の連携・交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織・研究の活性化を図る。</p>		<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 効率的な調査研究業務を実施するための組織の最適化                      ①研究業務を円滑に進め、第3期中期計画をより確実に遂行するため、研究室の再構成を行う。(別紙1のとおり)                      ②健康食品の安全性・有効性情報データベース、特別用途食品・栄養療法エビデンス情報の2つのデータベースの維持管理と内容の充実を図るため、関連機関との連携をさらに強める取組を行う。                      ③組織の改組後はその効果の検証を行い、その検証結果を公開する。</p> <p>(2) 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、当研究所の特長を生かした研究を推進することにより、研究の効率化を図る。他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、研究員の連携・交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織・研究の活性化を図る。</p>		<p>①研究業務を円滑に進め、第3期中期計画をより確実に遂行するため、一部研究室の再構成を行った。                      ②健康食品の安全性・有効性情報データベースについては厚生労働省新開発食品保健対策室、特別用途食品・栄養療法エビデンス情報については栄養士会との連携に努め、データベースの更新と提供を行った。                      ③研究所の組織の一部を再構成したことにより、研究業務をより円滑に運営することができた。</p> <p>・民間企業、大学、その他の研究機関からの研究者(客員研究員、協力研究員、研修生)の受け入れは、それぞれ39名(中国2名を含む)、32名(韓国1名を含む)、40名(ボスニア・ヘルツェゴビナ1名を含む)であり、その他短期の受入れ等を通じて、人材の養成に寄与するとともに、研究所の活性化につなげた。                      ・一方、それらの機関への研究所職員の派遣に関しては、大学の客員教授や非常勤講師、大学での特別講義等を49件実施し、それらを通じて、若手研究者等を育成するとともに、当該機関との共同研究等の基盤を構築した。</p>	
評価の視点等	【評価項目 第2-2 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	A		
【数値目標】		研究・業務の量や進捗状況に応じて人員配置や管理体制を見直すとともに、大学・民間企業等との交流による人材養成及び組織の活性化を図っている。		(委員会としての評定理由)		組織の再構成ならびに運営状況の評価、研究職員の研究・業務実績の処遇への反映など、研究・業務組の最適化を図っていることは評価できる。	
【評価の視点】		実績：○ 研究業務を円滑に進め、第3期中期計画をより確実に遂行するため、一部研究室の再構成を行ったことにより、研究業務をより円滑に運営することができた。		(各委員の評定理由)		研究業務実績の処遇への反映を行うなど、評価できる。 計画の範囲内である。 研究組織が再構成されているなどの措置が行われている。 研究室の再編(特に基礎系、疫学系の区別)は効果が期待できる。 研究室の一部再編など、年度計画は予定通りに進捗していると判断する。 研究・業務組織の最適化に向け、研究室の一部再編を含め、中期目標を上回った活動であると共に、成果を上げている。	
・非公務員化の利点を生かした取り組みがなされているか。		実績：○ 新組織の運営状況の評価、研究職員の実績の処遇への反映など、非公務員化の利点を生かした柔軟な取り組みを行った。		(その他の意見)			
・民間企業、大学等の連携・交流の状況はどうか。		実績：○ 民間企業や大学等と積極的な連携及び人材交流を行い、人材養成等に努めた。					
・業務改善の取組を適切に講じているか。 ※ 業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等		実績：○ HP上の健康・栄養フォーラムを通じ、苦情等を含む意見、要望等を随時受け付けている。また、毎年オープンハウスや一般公開セミナーを開催し、国民に開かれた研究所を目指している。さらにイントラネット等を通じた情報共有に努めており、これらを通じて業務改善提案等も容易にできる環境にあり、処遇についても人事評価マニュアルに基づいて実施している。					
・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		実績：○ オープンハウスや一般公開セミナーでのアンケート、関係機関との意見交換会を通じて国民的、社会的ニーズを常に把握しており研究を進める上での参考としている。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績
<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づく業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。なお、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入に伴う要員の見直し及び、研究所におけるNR認定制度業務の廃止に伴う要員の合理化を図ること。</p> <p>(2) 研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等、給与面に反映させること。</p> <p>(3) 研究職員の流動化計画に沿って原則公募制・任期制により採用を行い、研究者層の向上を図ること。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点化する調査研究及び法定業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行う。          なお、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及びNR認定制度業務の廃止に伴う要員の見直しや合理化を図る。</p> <p>(2) 非公務員型のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等の処遇及び給与面に反映させる。</p> <p>(3) 研究員の採用に当たっては、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。          研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。          さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進し、外国人及び女性研究者の採用も可能な限り行う。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点化する調査研究及び法定業務に対応するための適正な人員配置          ①重点化する調査研究及び法律に基づき着実に実施すべき業務については、研究補助員等を適切に配置するなど効果的な運用を行い、研究・業務の推進を図る。特に東日本大震災の被災者支援を推進する。          ②一部の職員への過重な負担とならないよう、研究・業務等の適正配分に努めるとともに、必要に応じて見直しを行い、職員の健康の維持・増進につながる職場環境づくりを目指す。          また、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及びNR認定制度業務の廃止に伴う要員の見直しや合理化については、検討状況の推移を踏まえつつ対応する。</p> <p>(2) 研究員の業務の適正な評価          ①大学、民間企業等との多様な形態の連携が可能となるよう、起業を含め、民間企業、団体等との兼業についても、当研究所の目的、理念に合致したものについては積極的にを行い、成果の社会還元を促進する。          ②各研究員の個人業績及び各研究室の研究実績を適正に評価し、昇給・昇任等に反映させる。</p> <p>(3) 有能な研究員の登用          ①「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、研究員の採用にあたっては、引き続き原則公募制、任期付の採用を行う。          ②任期付研究員については、任期中の実績評価を適正に行い、任期を付さない職員としての採用を検討する。任期付研究員の採用にあたっては、流動化計画に則る一方、当研究所の長期的な展望との均衡を図りつつ、研究や業務の性質、行政及び社会的ニーズに応じて、柔軟な運用を行う。          ③外国人研究者や女性研究者の採用を積極的に行うとともに、研究業務に従事しやすい環境づくりとして、引き続きフレックスタイム制の活用をはじめ、産休や育児休業等の各種制度の活用を進める。</p>	<p>24年度業務実績</p> <p>①当研究所が重点的に取り組むべき課題である、食事摂取基準の策定、食品分析及び国民健康・栄養調査関連の調査研究業務を中心に研究員等の適正配置を行うとともに、引き続き東日本大震災後の被災者支援のためのプロジェクトメンバーが実際に被災地に出向き、仮設住宅居住者における食料の調達や身体活動の状況の把握など、被災者支援に努めた。特別研究員については7名(平成25年3月30日現在)を配置し、重点研究の遂行を中心に活用しているところである。          ②研究補助員についても、各研究部及びセンターの業務量を勘案しつつ、必要な人材を確保するなど、研究・業務の適正な実施体制を整備した。          なお、平成25年3月30日現在の研究員等は、常勤研究員30名(任期付研究員15名を含む)、特別研究員7名、流動研究員6名、客員研究員39名、協力研究員32名、その他技術補助員45名及び研修生40名である。</p> <p>①非公務員化の特性と公的な法人であることの両面性に配慮しつつ、民間企業等との共同研究の成果を商品開発や効果的なサービスの提供等に結びつけるための方策を検討し、さらに連携を促進させるため、倫理規定等を遵守しつつ、兼業を促進した。          ②各研究員については、所属する研究部やセンターの中間実績及び年度末実績、並びにそれらへの貢献度及び研究業績を上司の段階的な評価に基づき昇給昇格あるいは勤勉手当の算定に際して考慮した。</p> <p>①平成13年度の独立行政法人化以来、平成24年度末までに任期付研究員として採用した者は32名であった。任期付研究員の採用にあたっては、平成18年3月に策定した「研究者の流動化計画」に沿って、原則公募による採用を行っている。          ②平成24年度は、中長期的な視点から研究所にとって必要な人材を公募し、現在の研究体制に十分貢献でき、かつ研究や業務の性質、行政・社会的ニーズに対応することができる研究者を4名採用した。平成24年度末現在、常勤研究員30名のうち、女性研究員は2名の部長級を含め15名となった。          ③研究職員においてはフレックスタイムや育児休業を活用する等により、個人の生活にも適合し、研究業務に従事しやすい環境づくりに取り組んでいる。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標		中期計画		24年度計画		24年度業務実績	
<p>(4) 事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。</p>		<p>(4) 事務職員の質の向上を図るため、研究員と同様に評価を行うこととし、その評価システムとして研究所の人事評価制度に基づく総合的評価を行い、その結果を昇給・昇任等に反映する。</p> <p>※人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 45名 期末の常勤職員数 45名(以内)</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 2,139百万円(見込)</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>		<p>(4) 事務職員の適正な評価 ・事務職員についても、あらかじめ自己の達成目標を設定させるとともに、達成目標を含む業務全般に対する自己評価を含む総合的な人事評価制度に基づき、個人面接を行い、直属上司及び総括上司の二段階評価を実施する。評価の結果は、昇給・昇任等に反映させる。</p>		<p>・事務職員について、職員の資質、仕事に対する意欲、取組姿勢等に関する所属課長及び事務部長による段階的評価を人事評価マニュアルに基づき行うとともに、評価結果を昇給や勤労手当の算定等に反映させた。</p>	
評価の視点等	【評価項目 第2-3 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	A		
		行政ミッションの重要性、研究の進捗状況等に応じたメリハリのある人員配置を行うとともに、研究成果や貢献度などの評価を処遇等へ反映、女性研究員等が働きやすい環境づくりなど、職員人事の適正化に向けた取り組みを行った。				(委員会としての評定理由) 職員の人事の適正化については、行政ミッションや法定業務等に重点的に研究員、技術補助員を配置する等メリハリのある人事配置に努め、女性研究員の働きやすい環境づくり等の取り組みについては評価できる。	
	【数値目標】 -	-				(各委員の評定理由) ・重点業務への人員配置なども行われており、計画に従って適切に行われていると判断する。 ・女性従事環境対策等に効果がみられる。 ・女性研究員が増えていることのメリットは何か不明。 ・実績を昇任・賞与に算定されているのはよい。具体的な説明がほしい。 ・30名(常勤)で十分なのか。 ・研究員の新規採用、女性研究員の定着、事務職員の個人評価および資質向上の取り組みなど、厳しい環境のもとで中期目標を上回る実績を上げている。 ・任期制研究員の採用に当たり、法人の責任として彼らの将来へ向けた育成計画を整備することが望まれる。 ・研究職、事務食共に人事の適正化についての4項目の計画を着実に実行している。	
	【評価の視点】 ・メリハリのある人員配置ができているか。 ・研究職員の評価が適切に処遇及び給与に反映されているか。 ・公募制、任期制による採用が適切に実施されているか。 ・外国人及び女性研究員が従事しやすい環境づくりが推進されているか。 ・事務職員の資質の向上につながる取り組みが行われているか。 ・人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	実績：○ 行政ミッションや法定業務等に対して重点的に研究員、技術補助員を配置するなど、メリハリのある人員配置に努めた。 実績：○ 研究職員については、所属する研究部等の研究実績やそれらへの貢献度を評価し、それを昇給・昇任や賞与の算定等に反映させた。 実績：○ 職員の採用にあたっては、研究者の流動化という国の方針に沿って、公募制、任期制による採用を原則とする対応を行った。 実績：○ 女性研究者2名を採用し、常勤研究員30名のうち女性研究者は15名となった。産休・育休についても、1名が取得し、フレックスタイム制の奨励など女性が働きやすい環境づくりに努めた。 実績：○ 事務職員について、幹部職員による業績評価を昇給・昇任等へ反映させるとともに、総務省等が行う研修等へ参加させるなどにより、資質向上を図った。 実績：○ 人件費の決算額を予算額の90.7%にとどめた。				(その他の意見)	



国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績
<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項</p> <p>(1) 業務の効率化を図るため、事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化を進めるとともに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うこと。</p> <p>(2) 事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図ること。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 業務効率化の観点から、事務の迅速化、簡素化、電子化等を推進する。さらに、定型的な業務で外部委託が可能なものについては積極的に進める。</p> <p>(2) 事務職員については、研究所で働く者として必要な法令・知識を習得するための各種研修会やセミナー等への参加を充実させ、職員が働きやすく自己能力を最大限発揮できるような職場環境の整備を推進する。 これにより、研究所経営への参加意識を高め、職員の資質の向上及び業務効率化の一層の推進を図る。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図る。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 事務業務の効率化 ・業務の効率化を図るため、各種事務手続きの簡素化、迅速化、電子化を図るとともに、業務内容を見直し、外部委託が可能な業務については、費用対効果を勘案しつつ積極的に推進する。 ・独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）に示された医薬基盤研究所との統合を踏まえ、管理部門の組織や業務の効率化について検討を行う。</p> <p>(2) 事務職員の資質向上 ・事務職員の資質向上を図るため、業務上必要とされる知識（知的財産、安全管理、会計・契約等）の技術取得ができるよう、自己啓発や能力開発のための研修に積極的に参加させる。また、職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、職場環境の整備を引き続き図る。</p> <p>(3) 業務システムの効率化 ・業務の効率化を推進するため情報総括責任者（CIO）を中心に業務・システムの最適化・効率化を図る。</p>	<p>・業務の効率化を図るため、定型的な業務については、平成23年度に引き続き外部委託を行った。 ・医薬基盤研究所との統合を踏まえ、管理部門の組織や業務の効率化について検討を行ったが、平成25年1月統合は凍結された。</p> <p>・職員の資質向上や円滑な業務遂行を図るため、情報公開等に関する研修会、関東管区行政管理・評価セミナー、人事労務セミナー、共済組合実務研修等に事務職員を参加させた。 ・職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、OA機器の更新等、職場環境の整備・充実を図った。</p> <p>・イントラネットを活用して業務・システムの最適化・効率化に努めた。</p>

評価の視点等	【評価項目 第2-4 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評価	A
【数値目標】		「予算執行管理システム」の更新、定型的な業務の外部委託化等による業務の効率化を図るとともに、各種研修への参加を通じて職員の資質及び意識の高揚を図るなど、事務等の効率化・合理化に取り組んだ。		(委員会としての評定理由) 事務等の効率化・合理化については、管理部門の業務効率化を促進し、事務補助員を1名削減し、さらに定型業務の外部委託を行うことにより業務の効率化に努め、対前年度比37百万円を削減したことは評価できる。	
【評価の視点】	・文書簡素化、電子化・データベース化等により、事務作業の迅速化が図られているか。	実績：○ 所内LANシステムの活用、事務処理の電子化を図り、業務システムの最適化及び効率化に努めた。		(各委員の評定理由) ・効率化、合理化により37百万円の削減を図るなど、成果がみられる。 ・合理化の効果として、37百万円の削減を評価する。 ・事務の削減が、研究者の負担にならないよう留意されたい。 ・業務の効率化などにより、対前年度比で有意の経費削減を達成している。 ・事務等の効率化・合理化に関し、中期目標を上回る実績を上げている。 ・事務補助員の削減を含め、効率化・合理化の結果、大幅な経費の削減を達成した。	
	・定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。	実績：○ 設備等点検業務などの定型的な業務及びデータ入力業務について、一般競争入札による外部委託を引き続き進めた。			
	・業務等の目標に応じた研修等が適切に実施されているか。	実績：○ 業務課を中心として、業務システムの研修会やミーティングを適宜行った。			
	・業務・システムの最適化を推進する体制はとられているか。	実績：○ 予算執行管理システムをより使いやすく更新したほか、事務部と情報センターが連携して、業務システムの最適化を進めた。			
	・各種事務文書の合理化・電子化が進められているか。	実績：○ 所内LANシステムを活用し、各種事務文書の電子媒体化を進めることにより、文書の共有化・合理化を図った。		(その他の意見)	
	・こうした効率化・合理化が支出圧縮、人員削減、他の業務の充実・推進等にどう結びついているか。	実績：○ 効率化・合理化の結果、対前年度比37百万円を削減した。			

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績
<p>5. 評価の充実に関する事項</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。</p> <p>(2) 第三者による外部評価委員会により、年度計画の事前及び事後評価を行うこと。</p> <p>(3) 評価に関する結果は、ホームページで公開すること。</p> <p>(4) 研究職員について自己点検・評価を行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。</p>	<p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会を開催し、主要な研究業務に関して、内部評価を実施し、研究業務の確実な実施及び効率化に資する。</p> <p>(2) 柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度2回程度実施する。</p> <p>(3) 内部及び外部評価結果は、ホームページ上で公表するとともに、組織や施設・設備の改廃等を含めた予算・人材等の資源配分に反映させる等、調査及び研究活動の活性化・効率化に積極的に活用する。</p> <p>(4) 研究員については、自己点検・評価を行うとともに、可能な限り客観的な指標に基づき評価を行う。 また、理事長は自ら全研究員との面談を行い、適切かつ公平な評価を行う。 さらに、評価の結果は各職員にフィードバックするとともに、所内イントラネットを活用して、各研究の研究業績を公開し、評価の透明性の確保に努める。</p>	<p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 内部評価の実施 ・各研究部、センター及び研究室の研究・業務については年1回または2回、報告会とともに評価を行う。評価結果については、毎年度内部評価委員会を開催してその結果についての総括を行い、研究業務の確実な実施と効率化を期する。</p> <p>(2) 外部評価の実施 ・外部の専門家等の評価者による外部評価について、毎年度2回程度実施する。</p> <p>(3) 評価結果の公表 ①内部及び外部評価の結果はホームページ上で公表するほか、評価結果の内容については部や室の範囲にとどまらず、非常勤職員を含めた全員に結果を伝え、研究所に求められている方向性や課題等の共通理解を促し、研究及び業務の内容改善等につなげる。 ②理事長等役員及び管理職は、これらの評価結果を踏まえ、予算や人材等の研究資源の配分等に反映させ、調査・研究活動を効率・活性化させる。</p> <p>(4) 研究業績等の自己点検及び評価 ①各研究員においては、社会及び当研究所で求められている自らの役割を充分認識した上で、当該年度における自らの調査研究及び業務の成果について、点検を行う。その際、成果を客観的に整理・分析するために、所内LANによる「業績等登録システム」を活用する。 ②各研究員の評価は、人事評価マニュアルに基づき、主に研究部内での貢献及び十分な成果の達成という視点から各研究部長／センター長、研究企画評価主幹及び理事長が行う。なお、任期付研究員については、任期中の実績評価を行い、その結果をその後の採用等に反映させる。</p>	<p>・各研究部及びセンターの実績については、中間報告会（平成24年11月）及び外部評価委員会（平成25年3月）において所内公開で報告を行った。 ・各研究室の報告については平成24年11月に研究部／センターの報告に併せて行うとともに、進捗状況等に応じ研究計画の修正等を行った。 ・これらの報告及び中期目標・計画や年度計画に沿った研究及び業務の進捗状況に基づき、各研究部／センターの中間評価及び年度末評価を行った。</p> <p>・平成25年3月11日に平成24年度実績に関する外部有識者による事後評価と併せて、平成25年度計画についての事前評価を受けた。</p> <p>①イントラネットを活用して内部及び外部評価の結果を所員に効率的に伝え、研究所に求められている方向性や課題等の共通理解を促し、研究及び業務の内容改善等につなげた。 ②評価結果を踏まえて、役員等による予算や研究者の確保について研究資源の配分等に反映した。</p> <p>①業績等研究成果のデータベースへの登録件数は804件（取材、審議会委員等も含む単純集計。参考：平成23年度は853件、平成22年度は896件、平成21年度は1,289件、平成20年度は1,185件、平成19年度は1,323件、平成18年度は1,697件）であった。 ②各研究員の業績については、主に研究部内での貢献及び研究目的の達成という観点から各研究部長／センター長、研究企画評価主幹及び理事長がその評価を行った。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

評価の視点等	【評価項目 第2-5 評価の充実に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	A
【数値目標】	—	各研究部／研究室について、年2回の内部評価及び外部評価を適切に実施するとともに、その結果を予算配分や人員配置に反映させている。		（委員会としての評定理由） 各研究部、センターごとに内部評価及び外部評価を行い、その結果を予算配分や人員配置に適切に反映しており、年度計画に沿った実績であると評価できる。	
【評価の視点】	・内部評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。	実績：○ 年度中間及び年度末に各研究部及びセンターの実績を報告するとともに、内部評価を実施し、その結果に基づき研究業務の適切な実施につなげた。		（各委員の評定理由） ・内部評価、外部評価委員会等も実施されており、計画に従って適切に行われていると判断する。	
	・第三者による評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。	実績：○ 年度末に外部委員による事後評価及び次年度計画の事前評価を行った。		・評価の充実に関し、内部評価ならびに外部評価などと例年通り精力的に取り組むことによって、中期目標を概ね達成したことを認める。	
	・内部及び外部評価の結果が適切に公開されているか。	実績：○ 評価結果は職員に周知するとともに、ホームページ上で公開した。		・内部評価、ならびに外部評価を実施したという実績だけでなく、何が良かったのか、評価によって法人の活動の何が変わったのかなどの具体的な成果を示してほしい。	
	・研究職員の自己点検・評価及び理事長による評価が適切に行われているか。	実績：○ イントラネットを利用した業績登録システム（マンスリーレポート）により、各研究者が業績の自己点検・評価を行うとともに、研究実績及び個人面接等をもとに理事長による研究者の個人評価を実施している。		・内部、外部、個人を含めて評価体制は機能しており、評価結果を運営に反映するなど、十分に達成されている。	
	・これらの評価を予算や人員配置、個人の人事評価に適切に反映し、研究の質の向上へのインセンティブを作り上げる仕組みが構築されているか。	実績：○ 年2回の内部評価及び外部評価の結果を踏まえるとともに人事評価マニュアルに基づいた上司による研究への貢献度や個人の業績の評価に加え理事長による評価を行うことにより客観的な人事評価を実施している。		（その他の意見）	

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績
<p>6. 業務運営全体での効率化</p> <p>(1) 一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成すること。</p> <p>(2) 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとして人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。</p> <p>併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p> <p>(3) 業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成すること。</p> <p>(4) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>なお、研究事業に係る調達については、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求すること。</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <p>(1) 一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成する</p> <p>(2) 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとして人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。また、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すとともに、毎年度1%以上の削減を行う。ただし、以下の人員に係る人件費は、上述の人件費改革における削減対象から除外する。</p> <p>① 国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者</p> <p>② 運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）。</p> <p>さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組む。なお、職員の給与水準については、21年度の対国家公務員指数が97.4であることを踏まえ、この水準を引き続き維持することとして、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成する。</p> <p>(4) 契約については、以下の取組みによりその適正化を推進する。</p> <p>ア 契約は、原則として一般競争入札等によることとする。</p> <p>イ 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。</p> <p>ウ 一般競争入札等により契約を行う場合で</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <p>・一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、事務消耗品の一括購入などにより削減に努め、平成22年度実績に比べ4%以上の削減を図る。</p> <p>・人件費（退職手当及び法定福利費等を除く。）については、適正な人事配置に努め、平成22年度実績に比べ2%以上の削減を図る。</p> <p>また、給与水準についても平成21年度のラスパイルズ指数（地域・学歴勘案）が97.4であることを踏まえ、この水準を引き続き維持するとともにその結果を公表する。</p> <p>・業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの）については、業務の効率化、コストの削減に努め平成22年度実績に比べ2%以上の削減を図る。</p> <p>・契約については、以下の取組みによりその適正化を推進する</p> <p>ア 原則一般競争入札を行い、随意契約を行う場合は真にやむを得ない場合とする。</p> <p>イ 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。</p> <p>ウ 一般競争入札により契約を行う場合であっても、競</p>	<p>・一般管理費については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、事務補助員1名の削減を行うこと等により、平成22年度実績と比べ、8.9%減（平成23年度実績と比べ2.3%減）となり、年度計画を達成した。</p> <p>・人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、人事異動の際に積極的に若い職員を配置するなどの改善を図り、平成22年度実績と比べ、13.4%（平成23年度比11.3%）の削減を行い、年度計画を達成した。</p> <p>なお、13.4%には、国家公務員の給与減額特例法に準じた減額支給措置による減額率（8.7%）が含まれる。</p> <p>・業務経費については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、研究資材の節約などにより削減に努め、平成22年度実績と比べ、16.5%減（平成23年度実績と比べ2.5%増）である。前年度と比較すると使用不能となった備品の更新を行ったため増加しているが、中期計画は達成している。</p> <p>・一般競争入札については、仕様書の業務内容を具体的解りやすく記載し、特定の者が有利となる仕様とならないよう配慮を行った。発注単位についても、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とした。</p> <p>また、公告期間は、可能な限り土、日、祝日を除いて15日間を確保し、実施したところである。</p> <p>・一者応札となった案件については、原因を確認するとともに、参加要件及び公告期間の見直しを行い、より多くの業者が参入できるよう改善に努めた。</p> <p>・契約監視委員会及び会計監事による月次監査において、契約の適正性に関する事後評価を実施して</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

	<p>あっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>エ 会計監事による定期的な監査により、入札・契約の適正な実施について点検を受ける。</p> <p>オ 契約監視委員会において、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前審査する。</p>	<p>争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>エ 会計監事による定期的な監査により、入札・契約の適正な実施について点検を受ける。</p> <p>オ 契約監視委員会において、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前審査する。</p>	<p>いるところであり、契約の改善状況のフォローアップ及び調達情報等をホームページにて公開している。</p> <p>また、契約監視委員会では、100万円以上（賃貸借は80万円以上）の契約案件を対象に契約方式の適切性及び仕様書の内容等について事前審査を行っている。</p>			
<p>評価の視点等</p>	<p>【評価項目 第2-6 業務運営全体での効率化を達成するための措置】</p>	<p>自己評価</p>	<p>S</p>	<p>評 定</p>	<p>A</p>	
<p><b>【数値目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費については、中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成する</li> <li>人件費については、平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとして人件費改革を平成23年度まで継続し、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すとともに、毎年度1%以上の削減を行う</li> <li>業務経費については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成する</li> </ul> <p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人件費、一般管理費、業務経費の削減に向けた取り組みはどのような状況か。</li> <li>経年比較により削減状況が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。</li> </ul> <p><b>【通知別添】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか）。</li> <li>総人件費改革は進んでいるか。</li> <li>法定外福利費の支出は、適切であるか。</li> </ul> <p><b>【政・独委評価の視点等】</b></p> <p><b>3 人件費管理</b></p> <p><b>(1) 給与水準</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国家公務員と比べて給与水準が高い場合、給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</li> <li>法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。</li> <li>国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえて適切な給与水準となっているか。国と異なる、又は法人独自の諸手当は適切か。</li> </ul> <p><b>(2) 総人件費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総人件費改革は進んでいるか。（取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向け法人の取組を促すという視点をもって評価する。）。</li> </ul> <p><b>(3) その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は適切か。</li> </ul>	<p>業務全般にわたるコストの縮減、人件費の削減等に努め、目標を上回るペースで業務効率化が進展している。</p> <p>一般管理費は、平成22年度実績比8.9%減である。（平成23年度比2.3%減）</p> <p>人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）は、平成22年度実績比13.4%減である。（平成23年度比11.3%）なお、13.4%には、国家公務員の給与減額特例法に準じた減額支給措置による減額率（8.7%）が含まれる。</p> <p>業務経費は、平成22年度実績比16.5%減である。（平成23年度比2.5%増）</p> <p>実績：○ 事務補助員1名の削減を行うこと等により、運営費交付金を減額した。</p> <p>実績：○ 原則一般競争入札による調達、原則公募による任期付研究員の採用などにより、業務の質の低下を招くことなく経費の削減に努めた。</p> <p>実績：○ 当研究所は東京23区にあることから地域手当が18%になっていることやほとんどの研究員が博士号を有するなどもあり、年齢勘案のみのラスパイレス指数は100を超えているが、地域・学歴勘案の指数は事務職で92.2、研究職で97.9といずれも、100を下回っている。（別添資料p.12参照）</p> <p>実績：○ 退職した職員の補充見送りや、併任などにより総人件費の削減に向けた取り組みを順調に進めている。 福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみとなっている。</p> <p>実績：○ 職員の給与については国に準じた給与体系とし、人事院勧告に準じた対応を行い、適正な給与水準を確保している。</p> <p>実績：－ 累積欠損金はない。（該当なし。）</p> <p>実績：○ 退職した職員の補充見送りや、併任などにより総人件費の削減に向けた取り組みを順調に進めている。</p> <p>実績：○ 福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみとなっている。（別添資料p.3参照）</p>	<p>(委員会としての評定理由) 運営費交付金については、いずれも数値目標は達成しており、年度計画を上回る実績であると評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由) ・原発事故に伴う節電の影響があったにせよ、計画を上回る実績を上げたことは、評価できる。 ・コスト削減等で大きな成果があると認められる。 ・任期付き職員の増加に伴い、研究に専念できるようにストレス管理などにも留意されたい。 ・目標が達成できている。 ・各業務において、効率化への取り組みが実施され、目標値を大きく超える効率化の成果を得ていることは、評価できる。</p> <p>(その他の意見)</p>				

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標		中期計画		24年度計画		24年度業務実績	
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項</p> <p>(1) 運営費交付金以外の競争的研究資金については、中期目標期間の最終年度までに、研究資金の50%以上の獲得を達成すること。</p> <p>(2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用及び研究成果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図ること。</p>		<p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 運営費交付金以外の競争的研究資金については、中期目標期間中、研究資金の50%以上を目標に積極的な獲得を図り、外部研究資金、その他の競争的資金の募集等に積極的に参加し、その増加に努める。</p> <p>(2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用並びに研究成果、さらには国民健康・栄養調査結果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図る。 また、「独立行政法人国立健康・栄養研究所施設・設備等利用規程」に基づき、地域住民等への施設開放を行い、研究所の設備等の効率的な利用に努め、併せて自己収入の増加に寄与する。</p>		<p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 外部研究資金の獲得 ①厚生労働省、文部科学省等の各府省や科学技術振興機構等の機関が実施する公募型研究への課題の応募を積極的に行う。その際、当研究所の目的等を勘案して、競争力の高い研究課題であるか、また、他の研究機関等との共同研究の中核であるかを重視する。 ②健康・栄養に関する調査・研究及び国や民間企業等からの受託研究や共同研究、その他の業務については、当研究所の目的やその後の発展性及び交付金事業として行う研究を勘案しながら、それらに合致するものについては積極的に受け入れ、自己収入の増加を図る。 なお、外部研究資金の獲得にあたっては、過去2カ年平均の80%以上の件数の確保を目標とする。</p> <p>(2) 知的財産の活用等による自己収入の確保 ①知的財産については、その出願や維持に係る費用を勘案しながら、実施につながる可能性の高いものについて必要な維持を行い自己収入につなげる努力を行う。 ②研究成果及び国民健康・栄養調査結果および食事摂取基準等の社会還元を目的に出版（研究所監修による書籍、マニュアル、テキスト等）を行うことにより、自己収入の確保につなげる。 ③施設の開放にあたっては、ヒトを対象とした研究への参加、地域住民の健康づくりという視点を踏まえて研究所設備の効率的利用を推進する。</p>		<p>24年度業務実績</p> <p>①当研究所における質の高い研究課題を選定し、これらの課題に重点をおき、厚生労働省や文部科学省の科学研究費補助金等の外部資金等の獲得に努め、24年度の外部研究資金は研究資金の46.75%であった。 ②国や民間企業等からの受託調査研究については、研究目的や発展性に照らしながら、その内容や必要性を精査した上で適当とみなされるものについては積極的に受け入れた。 また、外部研究資金の獲得にあたっては、平成24年度は71件で過去2カ年の平均65.5件の108%となり、80%以上の目標を達成した。</p> <p>①審査中の特許1件について、費用対効果を考慮し、審査の継続を取りやめた。 ②当研究所が監修を行った書籍（「健康・栄養科学シリーズ」等）及びソフトから印税収入等を得て、自己収入の確保に努めた。 ③研究のための基礎的データ収集のため、協力が得られる方に対して、運動フロアやプール等の施設開放を積極的に行い、自己収入の確保を図るとともに、施設・設備の効率的活用を努めた。</p>	
評価の視点等	【評価項目 第3-1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A	評定	B		
		競争的資金の獲得や受託研究、書籍監修などによる自己収入の確保に取り組んでおり、経費削減についても平成24年度目標を達成した。		(委員会としての評定理由) 外部研究資金等を確保する努力については評価できるが、さらなる外部研究資金の獲得を期待する。			
	【数値目標】 ・運営費交付金以外の競争的資金は中期目標期間中に研究資金の50%以上獲得できたか。	補助金等、競争的研究資金の獲得に努め、今年度の競争的資金は、研究資金の46.75%獲得した。		(各委員の評定理由) ・競争的資金獲得は目標に達しなかったが、他の項目はほぼ計画に従って適切な水準にあると判断する。 ・外部研究資金が増加している。 ・目標を達成できている。 ・競争的資金の数値目標に近い成果をえているものの、上回る成果とは言い難い。 ・知財の活用についても、出願そのものが無い状況での評価そのものが難しい。 ・外部研究資金などの獲得に努力のあとは十分に伺え、中期目標を概ね達成している。			
	【評価の視点】 ・競争的な研究資金の獲得状況はどうか。増減の要因は分析しているか。	実績：○ 社会的ニーズに対応し、かつ質の高い研究課題を選定した上で、積極的に競争的資金等の獲得に努めた。					
	・研究成果等の社会還元という観点から、適正に自己収入が得られているか。	実績：○ 研究成果を社会還元するため、受託研究や書籍等の監修を通じて自己収入の増加に努めた。					
	・運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。	実績：○ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算の範囲内での執行に努めた。					
	・経費削減の達成状況はどのようなものか。	実績：○ 運営費交付金全体として、平成23年度比5.7%減とした。				(その他の意見)	

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	24年度計画	24年度業務実績
<p>2. 経費の抑制に関する事項</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図ること。</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図る。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図る。</p> <p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙1のとおり。</p> <p>2. 収支計画 別紙2のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙3のとおり。</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 100,000,000円</p> <p>2. 想定される理由 ア 運営費交付金等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第6 重要な資産を譲渡、又は担保に供するときは、その計画 該当なし。</p> <p>第7 剰余金の使途 ア 研究環境の整備に係る経費 イ 職員の資質向上に係る経費 ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費 等</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 効率的な資金の運用・管理 ・「無駄削減取組目標」のうち、特に無駄削減に向けた職員の意識改革、行政コストの節減・効率化に掲げる事項に係る取り組みを積極的に実施し、予算執行状況の把握とともに、これら取り組み状況について、運営会議で評価を行う。</p> <p>(2) 研究業務の集約化 ・各研究部にまたがる研究の実施や、施設整備、スペース等の共同利用により、人的資源、コスト削減につなげる。 ・データ入力、検体の定期検査などの人的コスト削減につながるものについてはアウトソーシングを推進する。また契約にあたっては原則一般競争入札を行う。</p> <p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙2のとおり</p> <p>2. 収支計画 別紙3のとおり</p> <p>3. 資金計画 別紙4のとおり</p>	<p>・各研究部／センターの常勤職員の人件費及び業務費のコスト管理について、監事による月次の会計監査及び幹部職員で構成する運営会議で分析・評価を行うとともに、その内容を研究部に限らず職員全員に周知徹底を図り、コスト意識の向上について啓発を行った。</p> <p>・施設・設備や検査機器等の共同利用をさらに行い、コストの削減を行った。 ・引き続き、国民健康・栄養調査のデータ入力、栄養情報担当者資格試験の試験監督業務及び血液検査等の業務について、アウトソーシングを行い、人的コスト及び経費の削減を行った。</p>



国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

評価の視点等	【評価項目 第3-2 経費の抑制に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	A	
【数値目標】	-	-	事務処理の効率化、研究機器等の共同利用の促進、人的資源の活用など経費節約に向けたコスト管理への取り組みを図った。	(委員会としての評定理由)		事務処理の効率化、研究機器等の共同利用の促進、アウトソーシングによる人的資源の効率的活用など、経費節減に向けた措置が講じられており、年度計画を上回る実績であると評価できる。
【評価の視点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。</li> </ul>	実績：○	調達案件の処理にあたり、原則一般競争入札とし、効率的な資金運用に取り組んだ。	(各委員の評定理由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績は適切な水準であると判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部評価の徹底が有効に機能させている。</li> <li>適切に年度計画が実施されている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的資源の有効な活用が図られ、それが経費節減につながっているか。</li> </ul>	実績：○	設備等点検業務や、研究業務についてのデータ入力、検体検査などのアウトソーシングにより、人的資源の効率的活用及び人的コストの削減を図った。			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画と実績との間に差異がある場合には、理由が明らかにされているか。</li> </ul>	実績：○	計画と実績との差異は経費節減によるものである。			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、理由が明らかになっているか。</li> </ul>	実績：○	経費節減によるものである。			
【通知別添】	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</li> </ul>	実績：○	耐用年数経過後も使用可能な備品を継続使用するなど有効活用を図り、また、消耗品についてもコピー用紙の両面印刷の励行などにより使用量削減に努めた。			
【政・独委評価の視点等】	<p><b>1 財務状況</b></p> <p>(1) 当期総利益（又は当期総損失）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析は行われているか。当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。</li> <li>(具体的取組)</li> <li>1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</li> </ul>	実績：○	<p>当期の総利益は、12,468,585円である。</p> <p>〈要因〉</p> <p>運営費交付金収益化基準を人件費（退職金を除く）について期間進行基準を採用したことによるもの、また経費節減によるものである。</p>			
	<p>(3) 運営費交付金債務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。</li> <li>運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行っているか。</li> </ul>	実績：-	運営費交付金について、該当事例はない。			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行っているか。</li> </ul>	実績：○	経費節減によるものである。			
4 契約	<p>(1) 契約に係る規程類、体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備・運用されているか。</li> </ul>	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年7月14日付にて「1者応札・1者応募」に係る改善方を策定し、ホームページに公表している。</li> <li>平成21年11月2日付の「契約事務取扱要領の改正にて、一括再委託の禁止措置及び再委託の把握措置を定め、11月9日付で「総合評価落札方式による調達マニュアル」を整備するなど、契約の適正化に向けて規定等を適切に整備し運用している。</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。</li> </ul>	実績：○	監事による月次監査を実施し、契約方式の妥当性及び契約内容の適正等を審査するとともに、執行機関（会計課）以外で構成される内部監査を実施し、相互牽制を図っている。			
(2) 随意契約見直し計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む）。また、「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況はどうか。</li> </ul>	実績：○	<p>指摘のあった「1者応札・1者応募」については、平成21年7月14日付にて改善方を策定しており、特に2カ年連続で一者応札であった契約については、契約監視委員会において点検を受け、具体的な原因を確認するとともに、必要に応じ、参加要件の変更、公告期間の見直し等を行い改善に努めている。</p> <p>また、「随意契約見直し計画」については、「事務・事業を取りやめたもの」以外は、全ての契約を一般競争入札へ移行し、見直し計画を達成している。</p>			
(3) 個々の契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。</li> </ul>	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計担当監事が毎月の月次監査時に、個々の契約事例についてのチェックを行い、契約の適正化に努めている。</li> </ul>			

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画二年度目）

中期目標		中期計画		24年度計画		24年度業務実績	
<p>第5 その他の業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他の業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) セキュリティの確保 「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>		<p>第8 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1) セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p> <p>(2) 施設及び設備に関する計画 該当なし。</p> <p>(3) 積立金処分に関する事項 該当なし。</p>		<p>第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1) セキュリティの確保 ・「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進し、セキュリティの確保に努める。</p> <p>第6 平成24年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表 別紙5のとおり</p>		<p>・情報セキュリティ確保のために、セキュリティ用ハードウェアのアップデートを月1回行い監視体制の強化を継続するとともに、年11回のセキュリティ講習会(うち6回は感染研と共同開催)、年12回のセキュリティ監査会社によるチェックを実施した。</p>	
評価の視点等	【評価項目 第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置】	自己評価	A	評価	A		
		保有する情報システムについて、「セキュリティ対策実施手順書」の見直しなど、適切な対策を講じて、セキュリティ対策を一層強化した。		(委員会としての評定理由) 保有する情報システムについて、年度計画に沿ったセキュリティの強化に努めていることは評価できる。			
	【数値目標】 ・年に2回以上のセキュリティチェックが行われているか。	内部での自己チェックに加え、セキュリティ監査会社によるチェックを行っている。		(各委員の評定理由) ・計画に従って適切に行われている。 ・セキュリティの確保と向上がみられている。 ・ルーチンワークがなされているということ。 ・セキュリティの強化を継続し、イベントの発生を阻止できている。			
	【評価の視点】 ・情報システム関係のセキュリティは確保されているか。	実績：○ 「セキュリティ対策実施手順書」の見直しにより、さらなるセキュリティの強化を図った。また、セキュリティ監査会社によるチェックを受け問題点を改善した。		・計画は適切に実施されているが、通常の計画であり、特記すべき事項はない。 ・その他の業務運営に関する重要事項として、情報セキュリティの確保だけに留まらず、研究理論、利益相反のことなどにも言及してほしい。			
	・職員に対するセキュリティ意識の向上に向けた研修会が行われているか。	実績：○ 年6回セキュリティ講習会(感染研と共同開催)を行い意識の向上に努めた。				(その他の意見)	